

II. 年 金 保 険

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで超高齢社会へと移行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成18年の平均寿命（厚生労働省：平成18年簡易生命表による）は、男79.00年（前年比0.44年増）、女85.81年（同0.29年増）で、世界最高の水準に達している。また、65歳の平均余命は、平成18年は男18.45年（前年比0.32年増）、女23.44年（同0.25年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成18年は出生数が109万人と前年に比べて3万人増加し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.32と前年の1.26を上回った。

年齢別人口をみると、平成18年10月1日現在で65歳以上人口が2,660万人と総人口の20.8%を占めており、逐年増加している。将来推計（国立社会保障・人口問題研究所、平成18年12月推計、中位推計）では、65歳以上人口の割合は平成18（2006）年時点の20.8%（※）から平成25（2013）年には25%台に達し、日本人人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成54（2042）年のおおよそ3,863万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成54（2042）年以降も上昇を続け、平成67（2055）年には40.5%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては若年人口が減少し、老齢人口が急速に増加しており、しかも平均寿命も着実に延びている状況にある。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

※ 将来推計人口では平成17年国勢調査の年齢不詳人口を按分補正しているため、同調査の年齢別人口の割合とは異なる。

(2) 世帯と年金

公的年金制度の現状を平成18年の国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）でみると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,079万8千世帯と、全世帯（4,733万3千世帯）の43.9%を占めている。

65歳以上の者のいる世帯は1,820万1千世帯と全世帯の38.5%を占めているが、このうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は1,754万7千世帯で、65歳以上の者のいる世帯（年金受給者の有無不詳の世帯を除く。）の96.4%に達している。

また、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、またはこれらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）は841万8千世帯で、全世帯の17.8%であるが、高齢者世帯の平均所得（平成17年所得）301万9千円の種類別金額の構成割合は、公的年金・恩給が70.2%、稼働所得が18.0%、財産所得が5.2%等となっており、公的年金・恩給が7割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は59.9%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが示されている。

2. 年金保険（総括）

昭和61年4月に国民年金法、厚生年金保険法及び共済組合各法の改正法が施行され、公的年金制度の改革が実施された。

この改革によって、それまでは自営業者等を対象としていた国民年金の適用が、厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者にも拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展するとともに、厚生年金保険、共済組合は基礎年金の上乗せである報酬比例年金を支給する制度に改められ、公的年金制度は、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金の2階建ての制度に再編成された。

基礎年金の導入により、昭和61年4月から公的年金の適用・給付の体系が大幅に変更されたが、新法の老齢基礎年金は法施行時に年金受給権が発生していない60歳未満の者（大正15年4月2日以後に生まれた者）に対して適用され、既に受給権が発生していた者及び60歳以上の者（大正15年4月1日以前に生まれた者）の老齢年金については旧法の給付が引き続き支給されるなど、新法・旧法の給付が併存することとなった。また、この改正において船員は厚生年金保険の適用となり、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。したがって、新法の船員保険は職務上年金（障害年金、遺族年金）のみとなっている。

また、被用者年金制度の一元化に向けて平成9年4月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以下「旧三共済」という。）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、これらの組合員は厚生年金保険の被保険者となったが、統合前に改正前国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けた者については引き続き国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けることとなっている。

平成14年4月には、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。また、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げられることとなった。

なお、従来、公的年金加入者の記録は加入制度ごとに付された整理番号（年金番号）によって別々に管理されていたが、平成9年1月に制度間で共

通に使用する「基礎年金番号」が導入されたことにより、加入記録は一元的に管理されるようになり、この基礎年金番号に基づいて年金相談や年金裁定等の事務が行われている。

（1）年金制度の概況

平成18年度末現在の国民年金制度の被保険者総数は6,976万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,520万人となっており、制度全体での年金扶養比率は2.77となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の適用者総数3,836万人、老齢（退職）年金受給権者は1,433万人となっており、年金扶養比率は2.68となっている（第II-1表）。

（2）加入者数

平成18年度末現在の公的年金制度の加入者総数は7,038万人であり、総人口1億2,774万人の55.1%を占めている。また、制度別にみると第1号被保険者数2,123万人（対前年度末67万人、3.1%減）、第2号厚生年金保険被保険者数3,379万人（同77万人、2.3%増）、第2号共済組合組合員数457万人（同3万人、0.6%減）、第3号被保険者数1,079万人（同13万人、1.2%減）となっている。

加入者数の推移をみると、平成3年度から学生が第1号被保険者として強制適用されることとなり204万人（3.1%）の増加となった。その後平成11年度末までは0.2～0.9%増で推移してきたが、平成12年度末に昭和61年度以降の初の減少となり、平成13年度末も引き続き0.5%減少となった。平成14年度末は0.4%増加、平成15年度末は17万人（0.2%）の減少、平成16年度は1千人（0.0%）、平成17年度は15万人（0.2%）のそれぞれ増加となつたが、平成18年度は6万人（0.1%）の減少となつた。（第II-2表）。

（3）受給者数

平成18年度末現在における公的年金の受給者数は、延人数で5,268万人であり、前年度末に比べ198万人（3.9%）の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は平成18年度末現在で4,044万人であり、前年度末に比べ96万人（2.4%）の増加となっている。

第Ⅱ-1表 公的年金制度の概況

○国民年金制度

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金平均年金額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成20年4月)	老齢基礎年金支給開始年齢	(平成18年度末 (平成19年3月末) 現在)
第1号被保険者	2,123									
第2号被保険者	3,774									
第3号被保険者	1,079									
合計	6,976									
(参考) 公的年金加入者合計	7,038									

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、2万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者数に係る平均年金額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金額は5.3万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繙入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金平均年金額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成20年4月)	老齢(退職)年金支給開始年齢 (平成20年度)	
									%	
厚生年金保険	3,379	1,198	2.82	16.8	32.2	兆円 13,011 [13,98]	4.9 [5.2]	14,996	報酬比例部分 一般男子・女子 坑内員・船員	60歳
国家公務員共済組合	108	64	1.68	22.1	1.9	兆円 8.8 [9.2]	7.1 [7.4]	14,896		58歳
地方公務員共済組合	304	161	1.89	22.9	5.1	兆円 39.7 [42.0]	10.6 [11.2]	14,446	定額部分 一般男子・共済女子 厚年女子	63歳
私立学校教職員共済	46	9	4.88	21.5	0.4	兆円 3.4 [3.6]	10.3 [10.8]	11,876		61歳
合計	3,836	1,433	2.68	17.7	39.6	兆円 18,200 [19,45]	5.7 [6.0]	—	坑内員・船員	58歳

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金額には、日本鉄道・日本電信電話・日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、1.5・9.52%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被用者保険料率は、それぞれ1.5・6.9%及び1.5・5.5%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被用者保険料率は、1.5・7.66%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す指標合とは異なる。)

第Ⅱ-2表 公的年金加入者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年度	加入者数 加総	国民年金 第1号 被保険者	国民年金 第3号 被保険者	被用者年金被保険者（第2号等）				共済組合	総人口	加入者総数 ／総人口			
				厚生年金保険		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済						
				厚生年金保険	共済組合								
平成8年	70,195	19,356	12,015	33,462	32,999	463	5,362	125,950	55.7	%			
9	70,344	19,589	11,949	33,468	32,990	478	5,339	126,284	55.7				
10	70,502	20,426	11,818	32,957	32,486	470	5,302	126,552	55.7				
11	70,616	21,175	11,686	32,481	32,020	461	5,273	126,780	55.7				
12	70,491	21,537	11,531	32,192	31,736	456	5,231	127,033	55.5				
13	70,168	22,074	11,334	31,576	31,147	429	5,184	127,333	55.1				
14	70,460	22,368	11,236	32,144	31,336	809	4,712	127,560	55.2				
15	70,292	22,400	11,094	32,121	31,334	787	4,677	127,650	55.1				
16	70,293	22,170	10,993	32,491	31,724	767	4,639	127,678	55.1				
17	70,447	21,903	10,922	33,022	32,272	750	4,599	127,723	55.2				
18	70,383	21,230	10,789	33,794	33,063	731	4,569	127,747	55.1				

注 1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口（総務省統計局）である。

2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいます。

3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,366万人

(他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む。)となつており、前年度末に比べて79万人(2.4%)増加している。

平成18年度末における公的年金の受給者数(延人数)を制度別にみると、国民年金(旧法拠出制及び基礎年金)が2,497万人(延受給者の47.4%)と最も多く、次いで厚生年金保険が2,404万人(同45.6%)、共済組合が365万人(同6.9%)、福祉年金が2万人(同0.0%)となっている。

制度別に前年度末の受給者数と比較すると、国民年金が101万人(4.2%)、厚生年金保険が89万人(3.8%)、共済組合が9万人(2.6%)とそれ

ぞれ増加しており、福祉年金は1万人(28.7%)の減少となっている(第II-3表)。

平成18年度末現在における公的年金の受給者数を年金の種別別にみると、老齢年金が3,546万人(船員保険の新法職務上年金を除く公的年金受給者数の67.3%)と最も多く、次いで通算老齢年金が994万人(同18.9%)、障害年金が199万人(同3.8%)、遺族年金が520万人(同9.9%)、通算遺族年金が7万人(同0.1%)となっている。受給者数を老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金)、障害給付(障害年金)、遺族給付(遺族年金及び通算遺族年金)ごとにまとめると、老齢給付が4,540万人と86.2%を占め、障害給付が199万人(3.8%)、遺族給付が528万人(10.0%)となっている(第II

第II-3表 公的年金受給者数の推移(年度末現在)

(単位:千人)

年 度	総 数	国 民 年 金		厚 生 年 金 保 険			共済組合	福 祉 年 金
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済			
平成8年	33,940	〈30,351〉	15,611	7,543	8,067	14,956	14,324	632
9	35,765	〈31,397〉	16,585	7,228	9,357	15,778	15,178	600
10	37,404	〈32,291〉	17,469	6,892	10,576	16,503	15,918	585
11	39,062	〈33,111〉	18,362	6,554	11,808	17,233	16,666	567
12	40,906	〈34,114〉	19,304	6,234	13,070	18,074	17,521	552
13	42,857	〈35,210〉	20,238	5,907	14,332	19,005	18,469	536
14	44,873	〈36,334〉	21,222	5,578	15,643	20,315	19,465	850
15	46,908	〈37,533〉	22,111	5,246	16,865	21,369	20,544	825
16	48,849	〈38,600〉	22,997	4,917	18,080	22,334	21,534	800
17	50,699	〈39,480〉	23,954	4,577	19,377	23,156	22,383	773
18	52,683	〈40,439〉	24,968	4,257	20,711	24,043	23,297	746

注1. 船員保険(新法職務上)は含まない。

2. 〈 〉内は厚生年金保険(平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

3. 共済年金は受給権者数である。

第II-4表 公的年金老齢年金受給者数の推移(年度末現在)

(単位:千人)

年 度	総 数	国 民 年 金		厚 生 年 金 保 険			共済組合	福 祉 年 金
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済			
平成8年	21,695	〈19,813〉	12,158	5,262	6,896	7,158	6,705	453
9	23,067	〈20,742〉	13,160	5,011	8,149	7,543	7,102	441
10	24,277	〈21,527〉	14,076	4,746	9,331	7,854	7,424	431
11	25,460	〈22,212〉	14,985	4,479	10,505	8,142	7,724	418
12	26,821	〈23,080〉	15,959	4,230	11,729	8,519	8,112	407
13	28,252	〈24,028〉	16,930	3,977	12,954	8,951	8,556	395
14	29,767	〈25,036〉	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535
15	31,239	〈26,044〉	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518
16	32,624	〈26,948〉	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501
17	34,018	〈27,810〉	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483
18	35,465	〈28,662〉	21,864	2,736	19,128	11,234	10,768	466

注1. 〈 〉内は厚生年金保険(平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

2. 共済年金は受給権者数である。

－5表)。

平成18年度末現在における老齢年金受給者数の増減を制度別にみると、国民年金が103万人

(5.0%)、厚生年金保険が38万人(3.5%)、共済組合が4万人(1.9%)の増加に対し、福祉年金は1万人(28.7%)の減少となっている(第II-4表)。

老齢年金受給者数の推移をみると、人口の高齢化に伴い着実に増加している。なお、平成3年度末以降は老齢基礎年金受給者数が大幅に増加しているが、これは平成3年度から65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生するようになったためである。

(4) 年金額

平成18年度末現在における公的年金受給者の年金総額は46兆8千億円(船員保険の新法職務上年金を除く。)であり、対国民所得比は12.5%となっている。

年金総額を前年度末と比べると、1兆円(2.2%)増加している。近年の年金総額の推移をみると、平成16年度末及び平成18年度末を除き毎年1兆円

以上の増加となっている。これは、基礎年金と厚生年金保険の年金総額の増加が大きく影響しているものである。

平成18年度末現在の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、厚生年金保険が24兆3千億円(船員保険の新法職務上年金を除く。)と最も多く、共済組合が6兆6千億円(同14.2%)、国民年金が15兆8千億円(同33.8%)、福祉年金が100億円(同0.0%)となっている(第II-6表)。

平成18年度末現在の公的年金受給者の年金総額(船員保険の新法職務上年金を除く。)を年金の種別別にみると、老齢年金が36兆5千億円(78.2%)と年金総額の約4分の3を占めて最も多く、次いで遺族年金が5兆8千億円(12.4%)、通算老齢年金が2兆6千億円(5.5%)、障害年金が1兆8千億円(3.8%)等となっている(第II-7表)。

平成18年度末現在における受給者1人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が16万5千円、国民年金が5万3千円、共済組合が18万3千円となっている(第II-8表)。

第II-5表 公的年金制度別年金受給者数(平成18年度末現在)

(単位:人)

	総 数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚 生 年 金 保 險 計	24,043,168	11,234,011	8,169,228	355,566	4,215,720	68,643
旧 法 厚 生 年 金 保 險	3,546,582	1,543,593	1,199,734	77,469	660,048	65,738
新 法 厚 生 年 金 保 險	19,682,420	9,189,717	6,858,313	269,401	3,364,989	·
基礎あり(再掲)	12,142,037	6,703,829	5,175,851	173,482	88,875	·
旧 法 船 員 保 險	67,826	35,176	6,851	2,270	22,196	1,333
旧 共 済 組 合	746,340	465,525	104,330	6,426	168,487	1,572
基礎あり(再掲)	101,859	99,136	1,619	824	280	·
国 民 年 金 計	24,968,197	21,863,537	1,391,477	1,583,628	129,555	·
旧 法 抛 出 制	4,257,345	2,735,753	1,391,477	109,876	20,239	·
新 法 基 礎 年 金	20,710,852	19,127,784	·	1,473,752	109,316	·
基礎のみ(再掲)	7,617,001	6,294,678	·	1,288,471	33,852	·
福 祉 年 金	24,150	24,150	·	·	·	·
船 員 保 險 (新 法)	2,158	·	·	519	1,639	·
共 済 組 合	3,647,503	2,342,947	379,237	54,950	858,807	4,095
合 計	52,685,176	35,464,645	9,939,942	1,994,663	5,205,721	72,738
船 員 保 險 (新法職務上)を除く	52,683,018 (40,439,122)	35,464,645 (28,661,680)	9,939,942 (4,762,472)	1,994,144 (1,819,838)	5,204,082 (5,114,927)	72,738 (72,738)

注1. 〈 〉内は厚生年金保険(旧農林共済組合を含まない)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

2. 基礎あり(再掲)は基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の数である。

3. 旧共済組合の基礎あり(再掲)は旧農林共済組合分を除く。

4. 基礎のみ(再掲)は厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権(同一の年金種別)を持たない者の数である。

5. 共済組合は受給権者数であり、総数には公務上・職務上を含んでいる。

第II-6表 公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

(単位：億円)

年 度	総 数	国 民 年 金		厚 生 年 金 保 険			共済組合	福 祉 年 金	総数 ／国民 所得
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成8年	331,086 [325,196]	84,028	30,080	53,948	182,716	169,731 [163,840]	12,985	63,016	1,326 8.5
9	345,976 [339,062]	91,427	28,787	62,640	189,654	177,031 [170,117]	12,623	63,816	1,080 8.8
10	364,695 [356,930]	100,117	27,909	72,208	198,126	185,716 [177,951]	12,410	65,573	879 9.6
11	379,825 [371,061]	108,075	26,682	81,393	204,634	192,570 [183,806]	12,065	66,411	705 10.0
12	394,479 [384,489]	115,706	25,363	90,343	211,018	199,387 [189,398]	11,631	67,191	563 10.4
13	407,840 [396,461]	123,155	24,018	99,137	216,428	205,263 [193,884]	11,165	67,815	442 11.0
14	423,223 [410,297]	130,886	22,676	108,209	227,491	213,280 [200,354]	14,211	64,510	337 11.7
15	436,177 [423,327]	136,701	21,131	115,569	233,971	220,479 [207,630]	13,492	65,251	254 11.9
16	444,858 [433,212]	143,156	19,747	123,409	236,195	223,371 [211,725]	12,824	65,317	190 12.3
17	457,648 [446,606]	150,681	18,384	132,297	240,934	228,744 [217,702]	12,190	65,895	138 12.4
18	467,505 [455,743]	158,168	17,076	141,092	242,932	231,404 [219,642]	11,528	66,307	98 12.5

注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。

2. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 共済年金は受給権者の年金総額である。

第II-7表 公的年金制度別受給者年金総額（平成18年度末現在）

(単位：百万円)

	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚 生 年 金 保 険 計	24,293,247	17,424,900	2,127,727	297,569	4,425,077	17,975
基 金 代 行 分 除 く	23,117,044	16,326,245	2,050,180	297,569	4,425,077	17,975
旧 法 厚 生 年 金 保 険	4,169,915	2,884,909	486,627	92,910	688,226	17,242
基 金 代 行 分 除 く	4,119,199	2,841,954	478,867	92,910	688,226	17,242
新 法 厚 生 年 金 保 険	18,828,733	13,534,619	1,607,412	192,550	3,494,151	•
基 础 分 (別掲)	8,501,047	4,772,250	3,486,077	151,764	90,955	•
基 金 代 行 分 除 く	17,703,245	12,478,918	1,537,625	192,550	3,494,151	•
旧 法 船 員 保 険	141,752	100,108	2,658	4,664	33,980	342
旧 共 濟 組 合	1,152,848	905,264	31,031	7,444	208,719	390
基 础 分 (別掲)	76,717	74,628	1,086	709	295	•
國 民 年 金 計	15,816,768	13,970,630	304,432	1,413,863	127,844	•
旧 法 拠 出 制	1,707,608	1,295,354	304,432	98,146	9,676	•
新 法 基 础 年 金	14,109,160	12,675,276	•	1,315,716	118,167	•
基 础 のみ(再掲)	5,051,082	3,861,449	•	1,153,960	35,673	•
福 祉 年 金	9,800	9,800	•	•	•	•
船 員 保 険 (新 法)	4,489	•	•	1,122	3,366	•
共 濟 組 合	6,630,726	5,139,975	157,320	73,748	1,241,889	1,295
合 计	46,755,030	36,545,304	2,589,480	1,786,302	5,798,175	19,269
船 員 保 険 (新 法 職 務 上) を 除 く	46,750,542 [45,574,339]	36,545,304 [35,446,649]	2,589,480 [2,511,932]	1,785,180 [1,785,180]	5,794,809 [5,794,809]	19,269 [19,269]

注1. 年金総額には一部支給停止額を含む。

2. 合計の [] 内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 基础分(別掲)は併給する基础年金額(同一の年金種別)である。

4. 旧共済組合の基礎分(別掲)は旧農林共済組合分を除く。

5. 基础のみ(再掲)は厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権(同一の年金種別)を持たない者の年金総額である。

6. 共済組合は受給権者の年金総額であり、総数には公務上・職務上を含んでいる。

第II-8表 公的年金受給者1人当たり平均年金月額（平成18年度末現在）

(単位：円)

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険 計	165,211	57,277	105,475	89,276	21,822
基金代行分除く	157,061	56,486	105,475	89,276	21,822
旧法厚生年金保険	155,746	33,801	99,944	86,891	21,857
基金代行分除く	153,427	33,262	99,944	86,891	21,857
新法厚生年金保険	166,009	61,889	106,506	88,785	・
基礎分(再掲)	43,275	42,358	46,945	2,252	・
基金代行分除く	156,435	61,042	106,506	88,785	・
基礎あり	59,322	56,127	72,901	85,284	・
旧法船員保険	237,161	32,328	171,203	127,577	21,376
旧共済組合	175,410	25,653	105,729	103,378	20,699
旧法	201,296	40,757	138,300	101,199	20,699
新法	143,403	23,585	76,741	104,522	・
基礎分(再掲)	29,877	986	17,369	222	・
基礎あり	62,732	55,874	71,668	87,697	・
国民年金計	53,249	18,232	74,400	82,232	・
旧法拠出制	39,458	18,232	74,437	39,841	・
新法基礎年金	55,222	・	74,397	90,081	・
基礎のみ(再掲)	51,121	・	74,634	87,817	・
福祉年金	33,817	・	・	・	・
船員保険(新法)	・	・	180,230	171,152	・
共済組合	182,817	34,570	111,842	120,505	26,344

注1. 平均年金月額には基礎年金額を含む。(ただし旧農林共済分は除く。) また、一部支給停止額を含む。

2. 「基礎分(再掲)」は基礎年金部分(同一の年金種別)の平均年金月額である。(ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。)
3. 「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の基礎年金の平均年金月額である。(ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。)
4. 「基礎のみ(再掲)」は厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権(同一の年金種別)を持たない者の平均年金月額である。
5. 共済組合は受給権者の平均年金月額である。また、併給している基礎年金額を含まない。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

昭和60年改正法が61年度から施行されたことにより、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される65歳未満の者(改正前は年齢制限なし。)となり、同時に国民年金の第2号被保険者となることとなった。また、船員に厚生年金保険を適用することとし、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。さらに、厚生年金保険の適用事業所の範囲が順次拡大され、昭和63年度までには法人の事業所すべてが強制適用となった。また、平成9年4月より旧公共企業体の共済組合(日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合(以下「旧三共済」

という。))の長期給付事業が、さらに、平成14年4月より農林漁業団体職員共済組合(以下「旧農林共済」という。)が、厚生年金保険に統合され、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げになった。

① 事業所数

適用事業所数の推移をみると、昭和62年度以降は適用拡大により、事業所数の増加率は大きくなり、1人または2人の法人の事業所が強制適用となった昭和63年度末には前年度末に比べて9.3%増加した。その後も事業所数は順調に増加していたが、平成10年度末に戦後初めて減少となり、それ以降平成15年度末まで減少が続き、それ以後は年々増加している。

第II-9表 適用事業所数・船舶所有者数の推移（年度末現在）

(単位：千か所)

年 度	事 業 所 数			基金非加入事業所数			基金加入事業所数			船 舶 所 有 者 数
	総 数	強制適用	任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用	
平成8年	1,652	1,515	137	1,458	1,330	128	194	185	9	7
9	1,703	〈155〉	1,567	136	1,513	〈65〉	1,386	127	190	9
10	1,691	〈152〉	1,560	132	1,506	〈71〉	1,383	123	186	7
11	1,683	〈155〉	1,554	129	1,502	〈82〉	1,381	120	181	7
12	1,674	〈165〉	1,547	127	1,498	〈91〉	1,379	119	176	6
13	1,651	〈168〉	1,529	123	1,482	〈96〉	1,367	115	170	6
14	1,629	〈7,412〉	1,510	119	1,472	〈7,342〉	1,360	112	157	6
15	1,618	〈7,282〉	1,501	116	1,476	〈7,281〉	1,366	110	142	6
16	1,626	〈7,003〉	1,511	115	1,492	〈7,002〉	1,383	109	134	6
17	1,643	〈6,739〉	1,528	114	1,515	〈6,738〉	1,406	108	128	5
18	1,676	〈6,505〉	1,595	81	1,552	〈6,504〉	1,474	78	124	5

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成18年度末は、224事業所）を含んでいる。

2. 総数の〈 〉内は、厚生年金保険に統合された旧共済組合に係るものである。（単位：所）

第II-10表 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年 度	総 数	任 意 繙 続 を 除 く				第4種 (任意継続) うち船員分
		第1種 (一般男子)	第2種 (女子)	第3種 (坑内員・船員)		
平成8年	32,999 (37)	21,942	10,955	98	94	5
9	33,468 〈478〉 (42)	22,361 〈413〉	11,011 〈64〉	93 〈0.2〉	89	3 〈-〉
10	32,957 〈470〉 (46)	22,039 〈405〉	10,830 〈65〉	85 〈0.2〉	82	2 〈-〉
11	32,481 〈461〉 (49)	21,720 〈396〉	10,680 〈65〉	80 〈0.2〉	78	1 〈-〉
12	32,192 〈456〉 (57)	21,508 〈388〉	10,608 〈68〉	76 〈0.2〉	74	0 〈-〉
13	31,576 〈429〉 (61)	21,087 〈370〉	10,419 〈58〉	70 〈0.2〉	69	- 〈-〉
14	32,144 〈809〉 (67)	21,414 〈588〉	10,663 〈220〉	67 〈0.2〉	66	- 〈-〉
15	32,121 〈787〉 (72)	21,305 〈569〉	10,753 〈217〉	64 〈0.2〉	63	- 〈-〉
16	32,491 〈767〉 (78)	21,442 〈551〉	10,987 〈216〉	62 〈0.2〉	61	- 〈-〉
17	33,022 〈750〉 (97)	21,679 〈536〉	11,282 〈214〉	61 〈0.1〉	60	- 〈-〉
18	33,794 〈731〉 (111)	22,079 〈519〉	11,655 〈212〉	60 〈0.1〉	59	- 〈-〉

注1. 第4種には船員任意継続被保険者を含んでいる。

2. 〈 〉内は、旧共済組合に係る被保険者数の再掲。

3. () 内は、育児休業による保険料免除者数の再掲（旧共済組合に係る分は、3,858人である。）。

平成18年度末の適用事業所数（船舶所有者数を除く。）は168万事業所で、前年度末に比べて3万事業所（2.0%）の増加となっている。また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は12万（全適用事業所の7.4%）で、前年度末に比べて4千（2.8%）の減少となっている。

また、平成18年度末現在の船舶所有者数は5,279で前年度末に比べて105（2.0%）減少しており、船舶所有者数は逐年減少傾向が続いている（第II-9表）。

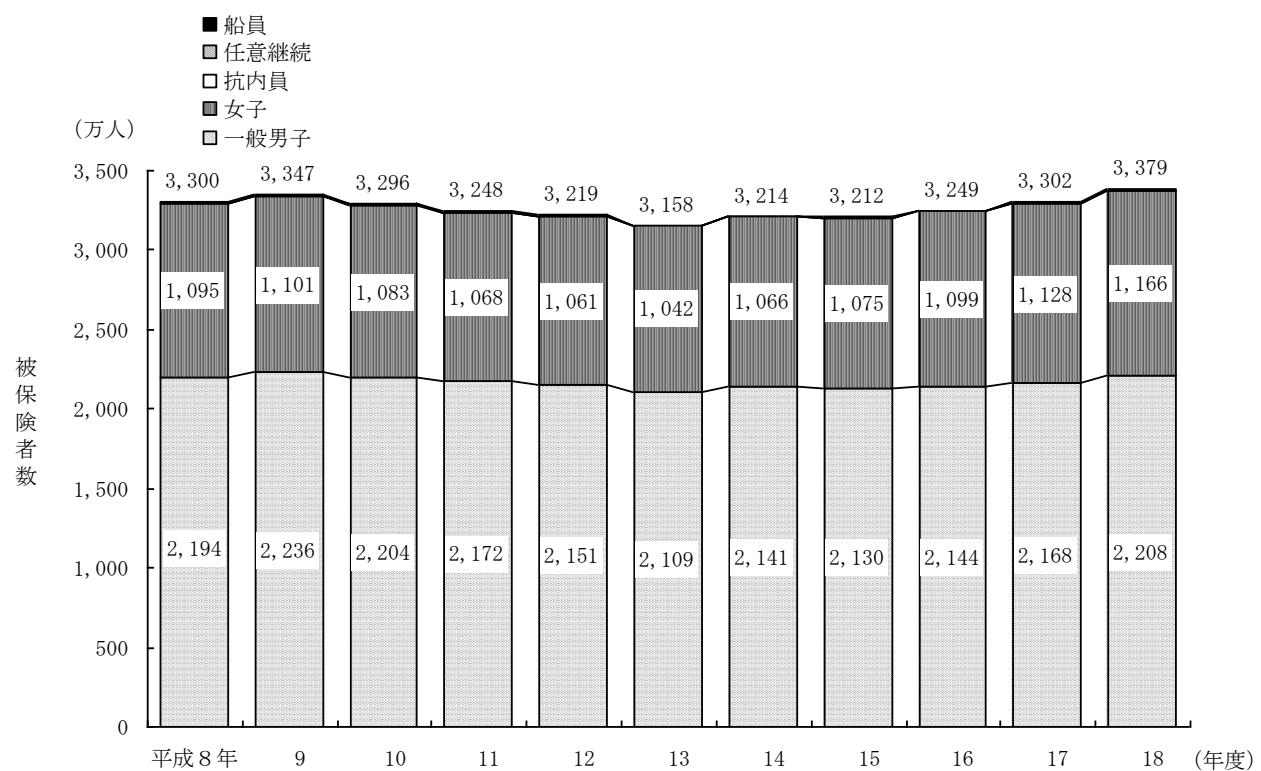
② 被保険者数

厚生年金保険の被保険者の推移をみると、適用拡大の影響等により、昭和62年度末に前年度末を

上回って以降、平成8年度末まで順調に増加し、さらに平成9年度末は旧三共済の統合もあって47万人増加した（旧三共済組合を除くと1万人（0.0%）減少）が、平成10年度末に減少に転じ、その後は減少が続いている。平成14年度末は57万人増加したが、これは旧農林共済の統合や被保険者資格の70歳未満への延長による影響が大きい（旧農林共済組合及び65～69歳の被保険者を除くと47万人（1.5%）減少）。

平成18年度末の厚生年金保険の被保険者数は3,379万人で、前年度末に比べて77万人（2.3%）増加している。被保険者数の内訳をみると、一般男子が2,208万人（全被保険者の65.3%）、女子が1,166万人（同34.5%）、坑内員・船員（船員任継

第II-1図 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）



第II-11表 基金加入・非加入別被保険者数の推移（年度末現在）

年 度	基 金 非 加 入			基 金 加 入			基金加入割合 %
	総 数	一般男子	女 子	総 数	一般男子	女 子	
平成8年	20,894	13,217	7,574	12,106	8,724	3,381	36.7
9	21,201	13,217 (214)	7,619 (10)	12,267	8,875 (209)	3,392 (54)	36.7
10	20,939	13,322 (208)	7,530 (10)	12,017	8,717 (208)	3,300 (54)	36.5
11	20,776	13,208 (204)	7,487 (12)	11,705	8,512 (204)	3,193 (53)	36.0
12	20,787	13,204 (200)	7,507 (13)	11,405	8,304 (201)	3,101 (55)	35.4
13	20,698	13,141 (193)	7,487 (12)	10,878	7,946 (190)	2,932 (46)	34.5
14	24,275	15,765 (630)	8,442 (183)	7,870	5,649 (142)	2,220 (37)	24.5
15	26,315	17,144 (569)	9,107 (217)	5,806	4,160 (0)	1,645 (--)	18.1
16	27,264	17,716 (767)	9,486 (216)	5,227	3,726 (0)	1,501 (--)	16.1
17	28,034	18,131 (750)	9,842 (214)	4,988	3,548 (0)	1,440 (--)	15.1
18	28,927	18,628 (731)	10,239 (212)	4,867	3,451 (0)	1,416 (--)	14.4

注 〈 〉内は旧共済組合に係る分である。

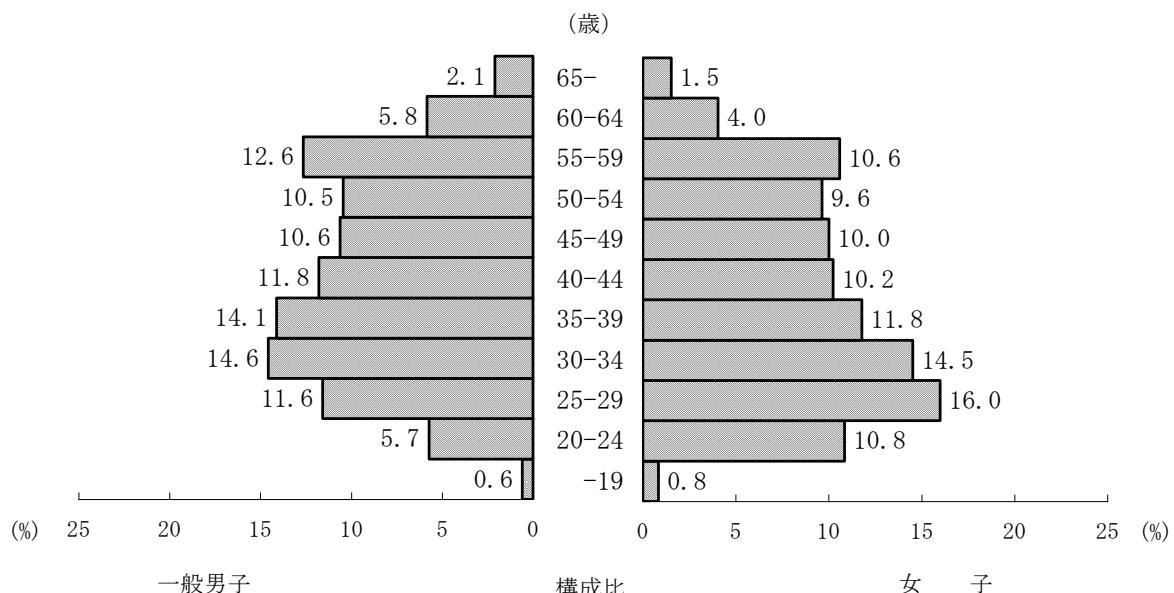
を除く。) が6万人(同0.2%)となっている。前年度末と比べると、一般男子が40万人(1.8%)増加、女子が37万人(3.3%)増加、坑内員・船員は1千人(2.1%)減少している(第II-10表、第II-1図)。

③ 厚生年金基金加入状況

平成18年度末の厚生年金基金の加入者数は487万人で前年度末に比べて12万人(2.4%)減少している。また、基金加入者は被保険者の14.4%を占

めている。基金加入者数は、基金設立要件の緩和により平成7年度末まで逐年増加していたが、平成8年度末に減少に転じた。平成9年度末はNTTが基金を設立したこと等により、前年度末に比べて増加しているが、平成10年度末以降は再び減少が続き、さらに平成14年4月から代行返上が可能となったことから、前年度末に比べて平成14年度末は27.7%、平成15年度末は26.2%、平成16年度末は10.0%、平成17年度末は4.6%、平成18年度末は2.4%減少している(第II-11表)。

**第II-2図 厚生年金保険 被保険者の年齢構成
(平成18年度末現在、一般男子、女子)**



注 高齢任意加入被保険者を含み、任意継続被保険者を除く。

第II-12表 厚生年金保険 産業別・規模別事業所数 (平成18年9月1日現在の調査)

産業大分類	(単位: 所)								割合(%)
	2人以下	3・4人	5~29人	30~99人	100~499人	500~999人	1000人以上	合計	
農林水産業	5,176	3,392	6,822	602	114	5	1	16,112	1.0
鉱業	900	618	2,215	312	51	2	5	4,103	0.2
建設業	90,004	59,904	118,716	9,038	1,594	147	120	279,523	16.8
製造業	70,535	44,811	120,937	29,701	11,151	1,107	815	279,057	16.8
卸売・小売業	124,743	70,161	120,705	17,562	6,467	717	490	340,845	20.5
金融・保険業	10,019	3,636	4,973	1,179	978	190	225	21,200	1.3
不動産業	45,882	10,887	10,894	1,411	493	58	35	69,660	4.2
運輸業	10,274	6,180	28,860	9,795	3,354	250	169	58,882	3.5
情報通信業	18,570	8,160	20,400	4,948	1,980	269	222	54,549	3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	2,403	2,106	3,947	545	152	17	24	9,194	0.6
飲食店・宿泊業	19,458	10,524	17,695	2,888	1,003	94	67	51,729	3.1
医療・福祉	21,650	21,109	61,634	13,670	5,894	410	118	124,485	7.5
教育・学習支援業	7,604	3,333	8,382	1,382	352	42	26	21,121	1.3
複合サービス事業	5,894	1,719	3,108	937	719	110	31	12,518	0.8
サービス業	116,972	57,453	106,538	15,881	5,333	628	390	303,195	18.3
公務	5,643	1,742	4,185	1,368	906	96	31	13,971	0.8
合計	555,727	305,735	640,011	111,219	40,541	4,142	2,769	1,660,144	100.0
割合(%)	33.5	18.4	38.6	6.7	2.4	0.2	0.2	100.0	

④ 年齢階級別構成比

被保険者の年齢構成（平成18年度末現在）を一般男子と女子についてみると、一般男子では30～34歳が14.6%（一般男子計に対する割合）と最も高く、次いで35～39歳が14.1%、55～59歳が12.6%となっている。

また、女子については25～29歳が16.0%（女子計に対する割合）と高く、次いで30～34歳が14.5%、

35～39歳が11.8%となっている（第II-2図）。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成18年度末で41.6歳であり、そのうち一般男子が42.5歳、女子が40.0歳で、船員は47.3歳となっている。

⑤ 産業別・規模別適用状況

第II-12表及び第II-13表は平成18年9月1日

第II-13表 厚生年金保険 産業別・規模別被保険者数（平成18年9月1日現在の調査）

(単位：人)

産業大分類	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上	合計	割合(%)
農林水産業	6,760	11,661	69,336	29,545	21,157	3,361	2,241	144,061	0.4
鉱業	1,083	2,139	26,320	14,642	10,846	1,683	18,881	75,594	0.2
建設業	120,683	206,483	1,196,758	434,099	300,480	101,689	343,217	2,703,409	8.0
製造業	90,334	154,538	1,422,725	1,551,656	2,190,007	753,750	2,738,074	8,901,084	26.4
卸売・小売業	162,246	240,375	1,262,239	901,290	1,287,004	494,168	1,210,466	5,557,788	16.5
金融・保険業	11,038	12,421	53,429	64,183	221,004	129,672	856,070	1,347,817	4.0
不動産業	50,741	36,556	107,593	71,723	99,004	40,876	72,394	478,887	1.4
運輸業	11,716	21,491	379,819	510,369	639,890	172,919	591,565	2,327,769	6.9
情報通信業	21,803	27,919	237,625	257,836	397,307	184,800	738,796	1,866,086	5.5
電気・ガス・熱供給・水道業	3,292	7,248	41,522	27,835	27,018	11,175	174,315	292,405	0.9
飲食店・宿泊業	24,706	36,017	189,939	147,710	200,644	63,034	170,567	832,617	2.5
医療・福祉	29,218	73,909	679,278	746,121	1,160,815	272,417	201,527	3,163,285	9.4
教育・学習支援業	8,974	11,403	100,121	67,564	76,524	28,593	47,072	340,251	1.0
複合サービス事業	6,736	5,848	35,276	52,237	164,182	72,445	53,335	390,059	1.2
サービス業	146,157	197,204	1,110,890	815,178	1,072,808	437,242	1,096,905	4,876,384	14.5
公務	5,643	5,993	50,619	75,010	189,867	63,653	54,022	444,807	1.3
合計	701,130	1,051,205	6,963,489	5,766,998	8,058,557	2,831,477	8,369,447	33,742,303	100.0
割合(%)	2.1	3.1	20.6	17.1	23.9	8.4	24.8	100.0	

注 任意継続被保険者は含まない。

第II-14表 厚生年金保険 産業別・男女別被保険者数（平成18年9月1日現在の調査）

産業大分類	計		男子		女子	
	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)
農林水産業	144	100.0	103	71.6	41	28.4
鉱業	76	100.0	64	85.2	11	14.8
建設業	2,703	100.0	2,287	84.6	417	15.4
製造業	8,901	100.0	6,697	75.2	2,205	24.8
卸売・小売業	5,558	100.0	3,469	62.4	2,089	37.6
金融・保険業	1,348	100.0	716	53.1	632	46.9
不動産業	479	100.0	319	66.7	160	33.3
運輸業	2,328	100.0	2,023	86.9	305	13.1
情報通信業	1,866	100.0	1,385	74.2	481	25.8
電気・ガス・熱供給・水道業	292	100.0	248	84.7	45	15.3
飲食店・宿泊業	833	100.0	501	60.2	332	39.8
医療・福祉	3,163	100.0	799	25.3	2,364	74.7
教育・学習支援業	340	100.0	160	47.1	180	52.9
複合サービス事業	390	100.0	246	63.1	144	36.9
サービス業	4,876	100.0	2,928	60.0	1,948	40.0
公務	445	100.0	137	30.8	308	69.2
合計	33,742	100.0	22,081	65.4	11,661	34.6

注 任意継続被保険者は含まない。

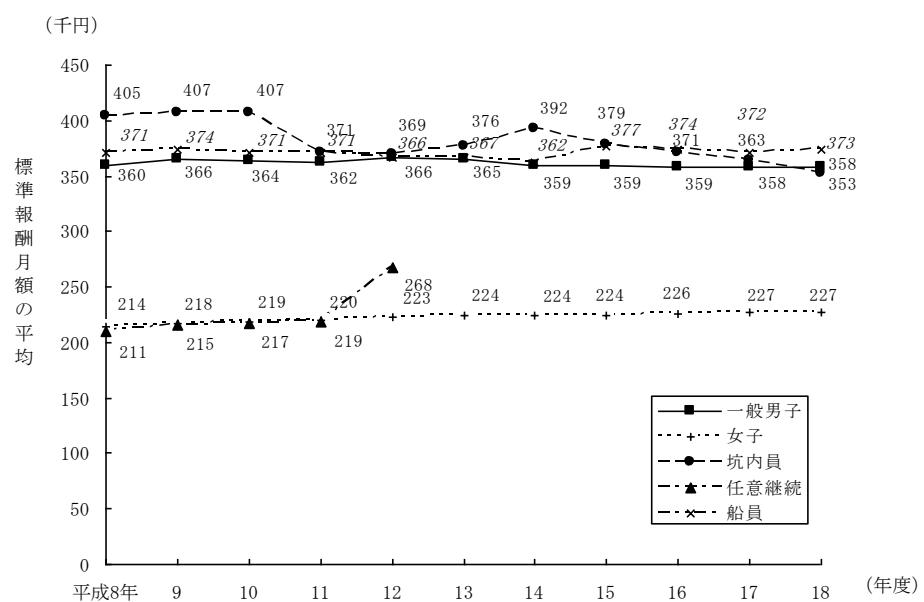
現在で産業別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をしたものである。

産業別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の20.5%）、サービス業（同18.3%）、製造業（同16.8%）、建設業（同16.8%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の26.4%）、卸売・小売業（同16.5%）、サービス業（同14.5%）が大きな割合を占めている。

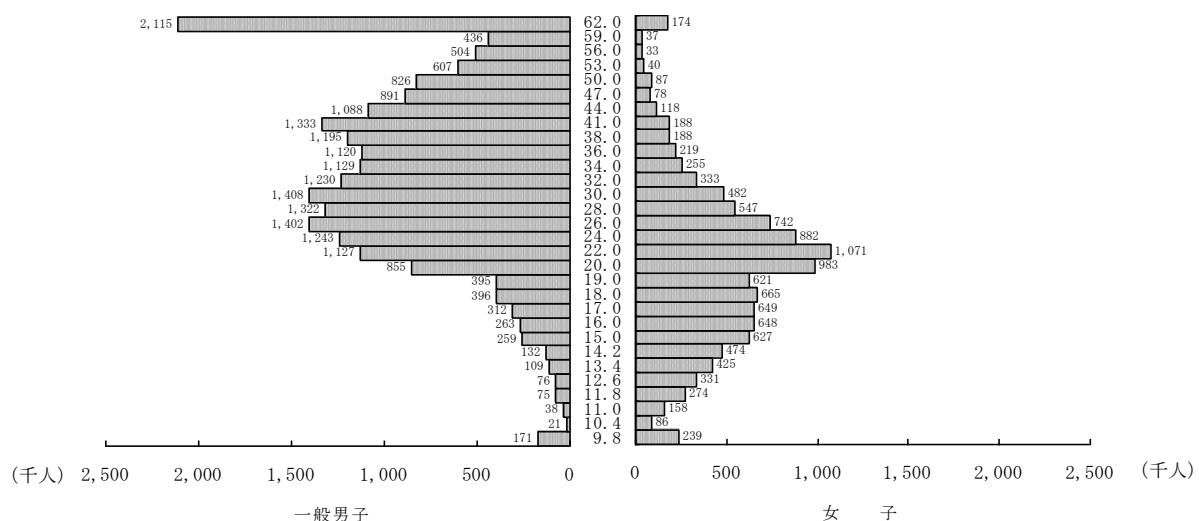
また、規模別でみると、5人未満の適用事業所数の割合が全体の51.9%（対前年比0.7%増）を占めており、5人未満の適用事業所の被保険者の割合は全体の5.2%（対前年比0.1%減）となっている。

第II-14表は産業別の被保険者数を男女別にみたものである。女子の割合は、医療・福祉（74.7%）、公務（69.2%）、教育・学習支援業（52.9%）な

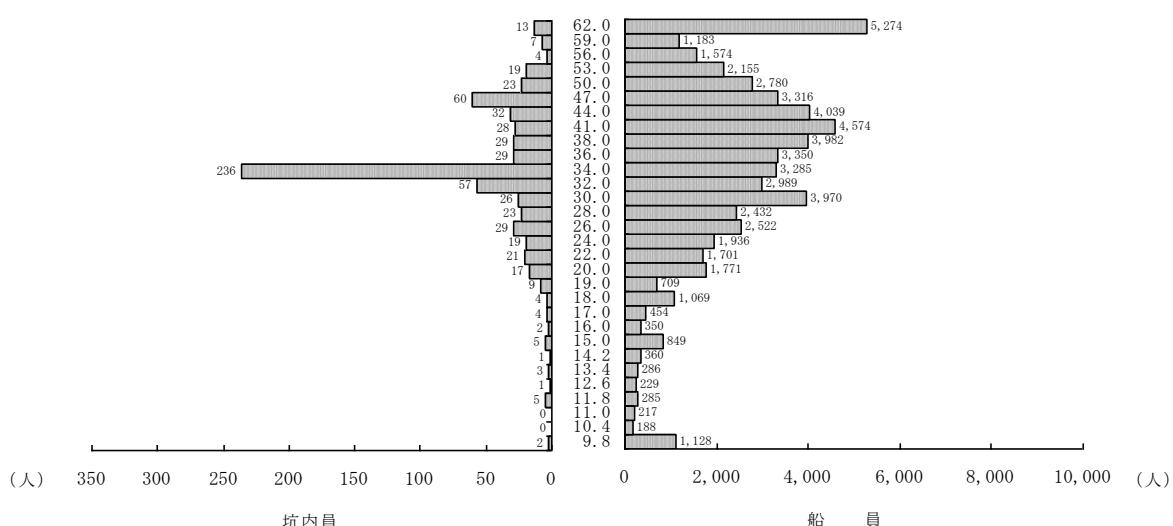
第II-3図 厚生年金保険 標準報酬月額の平均の推移（年度末現在）



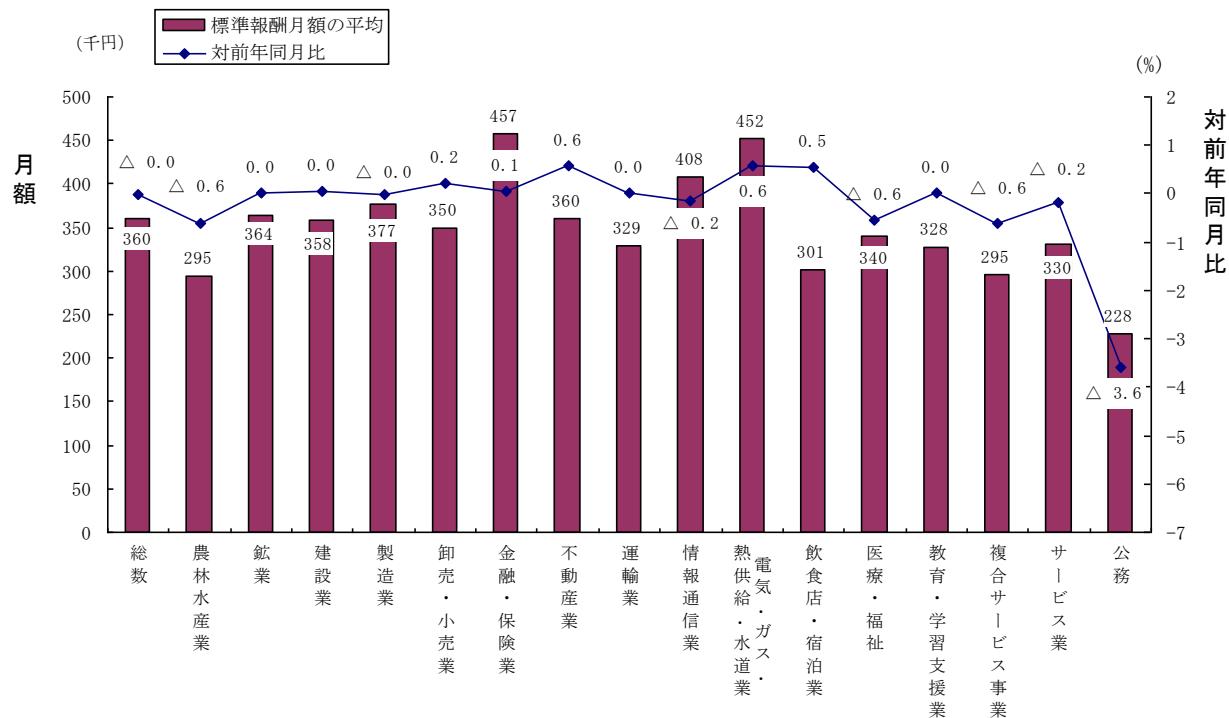
第II-4図 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成18年度末現在）



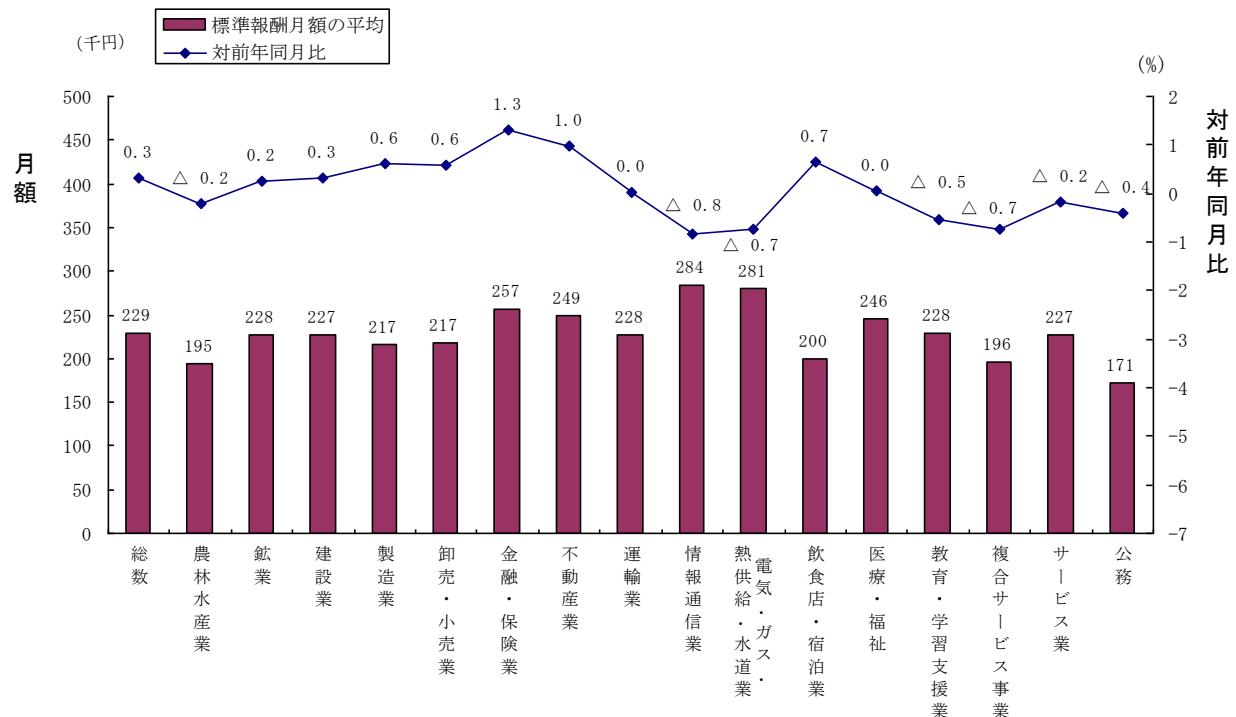
第II-5図 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成18年度末現在）



第II-6図 産業別標準報酬月額の平均（男子）（平成18年9月1日現在の調査）



第II-7図 産業別標準報酬月額の平均（女子）（平成18年9月1日現在の調査）



どが高くなっている。運輸業（13.1%）、鉱業（14.8%）、電気・ガス・熱供給・水道業（15.3%）などが低くなっている。

⑥ 標準報酬月額

厚生年金保険の標準報酬等級は平成12年の改正

法の施行により、従来の9万2千円から59万円までの30等級から、9万8千円から62万円までの30等級に改められ、平成12年10月から適用されている。

平成18年度末現在の標準報酬月額の平均は、全体では31万3千円（対前年度末比0.2%減）である。

その内訳は、一般男子が35万8千円（同0.2%減）、女子が22万7千円（同0.4%増）、坑内員が35万3千円（同2.9%減）、船員（船員任継を除く。）が37万3千円（同0.4%増）である（第II-3図）。

また、旧共済組合別の標準報酬月額の平均は、旧JR共済組合41万1千円、旧NTT共済組合43万円、旧JT共済組合42万9千円、旧農林共済組合29万5千円である。

標準報酬月額の平均を厚生年金基金の加入の有無別にみると、基金加入者の平均が32万7千円（対前年度末0.1%減）で、非加入者が31万円（同0.1%減）である。

なお、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、平成19年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与は、26万9千円（対前年同月比1.6%減）となっている。

第II-4図及び第II-5図は標準報酬等級別被保険者数の分布をしたものである。一般男子では上限の第30級（62万円）が212万人と最も多くなっており、一般男子全体の9.6%を占めている。一方、女子は第14級（22万円）が107万人（9.2%）と最も多くなっている。

第II-6図及び第II-7図は事業所の産業別の標準報酬月額の平均（平成18年9月1日現在）を示したものである。男女とも金融・保険業、電気・ガス・熱供給・水道業及び情報通信業が高く、公務が低くなっている。

⑦ 保険料率

平成15年4月から、標準報酬月額と標準賞与額に同率の保険料率を賦課するものとする総報酬制の導入に伴い、平成16年9月までの保険料率は、厚生年金保険の旧共済組合以外の一般男子及び女子については13.58%、坑内員及び船員については14.96%となっている。また、平成9年4月に旧三共済組合が厚生年金保険に統合されたが、旧JR共済組合及び旧JT共済組合の事業所の被保険者については当分の間、統合前に適用されていた保険料率が適用され、平成16年度の保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。旧NTT共済組合については厚生年金保険の一般男子及び女子と同率の保険料率が適用されている。平成16年9月までの旧農林共済組合の保険料率は15.22%となっている。

このように、被保険者によって保険料率が異なっているが、平成16年法律改正において保険料水準固定方式が導入されたことによって、平成16年10月から毎年保険料率が段階的に引き上げられ、平成29年9月以降は厚生年金保険の保険料率はすべて同率の18.3%となる。

一般男子及び女子の保険料率については毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成18年9月では14.642%、坑内員及び船員の保険料率については毎年0.248%引き上げられ、平成18年9月では15.704%となっている。なお、旧JR共済組合及び旧JT共済組合の保険料率は平成21年8月まで据え置かれ、旧農林共済組合の保険料率は平成18年9月では15.412%となっている。

（2）受給（権）者数

前述したとおり、昭和61年4月から公的年金制度が大きく再編された。また、平成7年4月からは在職老齢年金の仕組みが抜本的に改善され、60歳台前半の被保険者で厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある者については、賃金の多寡に関わらず全て受給権を持つこととなり、支給される年金額については、賃金の増加に応じて、賃金と年金額の合計が増加する仕組みとなった。

さらに、平成9年4月より旧三共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の国家公務員等共済組合法により裁定された旧三共済組合の受給者の給付事業が厚生年金保険に移管された。平成14年4月には旧農林共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の農林漁業共済組合法により裁定された受給者の給付事業も厚生年金保険に移管された。また、平成14年4月より65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金（報酬比例部分）について、新たに在職老齢年金制度が導入された。

① 受給者数

平成18年度末における厚生年金保険の受給者数は2,404万人で、内訳は旧法厚生年金保険が355万人（全受給者の14.8%）、旧法船員保険が7万人（同0.3%）、新法厚生年金保険が1,968万人（同81.9%）、旧共済組合75万人（同3.1%）となっている。前年度末に比べると受給者は89万人（3.8%）の増加となっている（第II-15表、第II-16表）。

受給者の内訳を年金の種類別にみると、老齢年

第II-15表 厚生年金保険 受給者数(平成18年度末現在)

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	1,544	6.4	35	0.1	9,190 (6,704)	38.2	466 (185)	1.9	11,234	46.7
通算老齢年金	1,200	5.0	7	0.0	6,858 (5,176)	28.5	104 (73)	0.4	8,169	34.0
障 害 年 金	77	0.3	2	0.0	269 (173)	1.1	6 (2)	0.0	356	1.5
遺 族 年 金	660	2.7	22	0.1	3,365 (89)	14.0	168 (1)	0.7	4,216	17.5
通算遺族年金	66	0.3	1	0.0	· ·	·	2	0.0	69	0.3
合 計	3,547	14.8	68	0.3	19,682 (12,142)	81.9	746 (262)	3.1	24,043	100.0

注1. () 内は基礎年金(同一支給事由)を併せて受給している者の数である。

2. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

第II-16表 厚生年金保険 受給者数の推移(年度末現在)

(単位:千人)

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成8年	5,991	111	8,221	...	14,324
9	5,752	107	9,319	600	15,778
10	5,505	102	10,311	585	16,503
11	5,257	98	11,311	567	17,233
12	5,019	94	12,408	552	18,074
13	4,776	90	13,604	536	19,005
14	4,530	85	14,850	850	20,315
15	4,284	81	16,179	825	21,369
16	4,038	77	17,419	800	22,334
17	3,787	72	18,524	773	23,156
18	3,547	68	19,682	746	24,043

第II-17表 厚生年金保険 給付の種類別受給者数の推移(年度末現在)

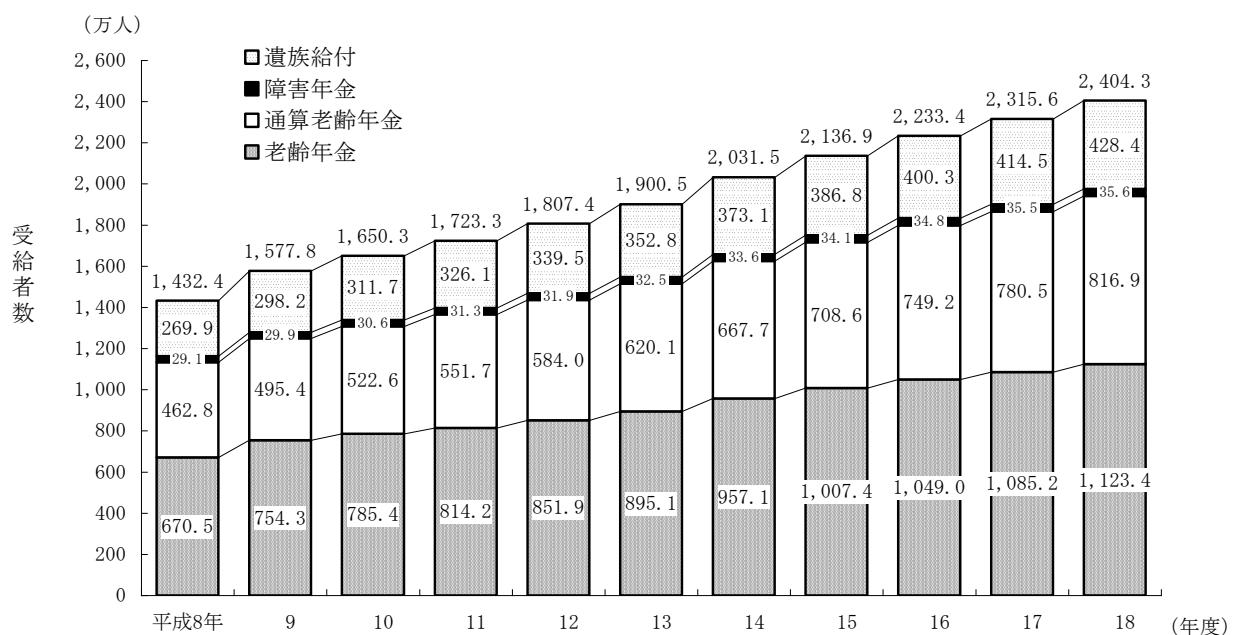
(単位:千人)

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成8年	6,705	4,628	291	2,699	14,324
9	7,543	4,954	299	2,982	15,778
10	7,854	5,226	306	3,117	16,503
11	8,142	5,517	313	3,261	17,233
12	8,519	5,840	319	3,395	18,074
13	8,951	6,201	325	3,528	19,005
14	9,571	6,677	336	3,731	20,315
15	10,074	7,086	341	3,868	21,369
16	10,490	7,492	348	4,003	22,334
17	10,852	7,805	355	4,145	23,156
18	11,234	8,169	356	4,284	24,043

注1. 平成8年度は、旧三共済組合分を含まず、平成13年度以前は、旧農林共済組合分を含まない。

2. 「遺族給付」は、旧法遺族年金、旧法通算遺族年金、遺族厚生年金及び旧共済組合に係る遺族年金、通算遺族年金、遺族共済年金の合計である。

第II-8図 厚生年金保険 受給者数の推移（年度末現在）



第II-18表 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移（年度末現在）

年 度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成8年	2,740	2,025	61	14	3,905	2,588	6,705	4,628
9	2,621	1,950	58	13	4,423	2,987	441	3	7,543	4,954
10	2,498	1,870	56	13	4,870	3,340	431	3	7,854	5,226
11	2,375	1,789	53	12	5,296	3,714	418	3	8,142	5,517
12	2,258	1,709	50	11	5,803	4,116	407	3	8,519	5,840
13	2,139	1,627	48	11	6,368	4,560	395	3	8,951	6,201
14	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111	9,571	6,677
15	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109	10,074	7,086
16	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108	10,490	7,492
17	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106	10,852	7,805
18	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104	11,234	8,169

金が1,123万人（全受給者の46.7%）、通算老齢年金が817万人（同34.0%）、障害年金が36万人（同1.5%）、遺族給付が428万人（同17.8%）となっている。受給者の内訳を前年度末と比較すると、老齢年金が38万人（3.5%）、通算老齢年金が36万人（4.7%）、障害年金が1千人（0.3%）、遺族給付が14万人（3.4%）の増加となっている（第II-17表、第II-8図）。

厚生年金保険の受給者数の推移をみると、人口の高齢化に伴い増加が続いている。特に、平成9年度末は旧三共済組合を統合したこと等により145万人の増加となっている。平成14年度末は旧農林共済組合を統合したこと等により131万人の増加となっている。

平成18年度末現在の厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金の受給者数はそれぞれ1,123万人、817万人であるが、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が154万人（老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の8.0%）、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が120万人（同6.2%）、旧法船員保険の老齢年金が3万5千人（同0.2%）、旧法船員保険の通算老齢年金が7千人（同0.0%）、新法厚生年金保険の老齢厚生年金1,605万人（同82.7%）——うち、老齢相当919万人（同47.4%）、通老相当686万人（同35.3%）——、旧共済組合の退職給付（退職年金及び通算退職年金）が57万人（同2.9%）となっている（第II-18表）。

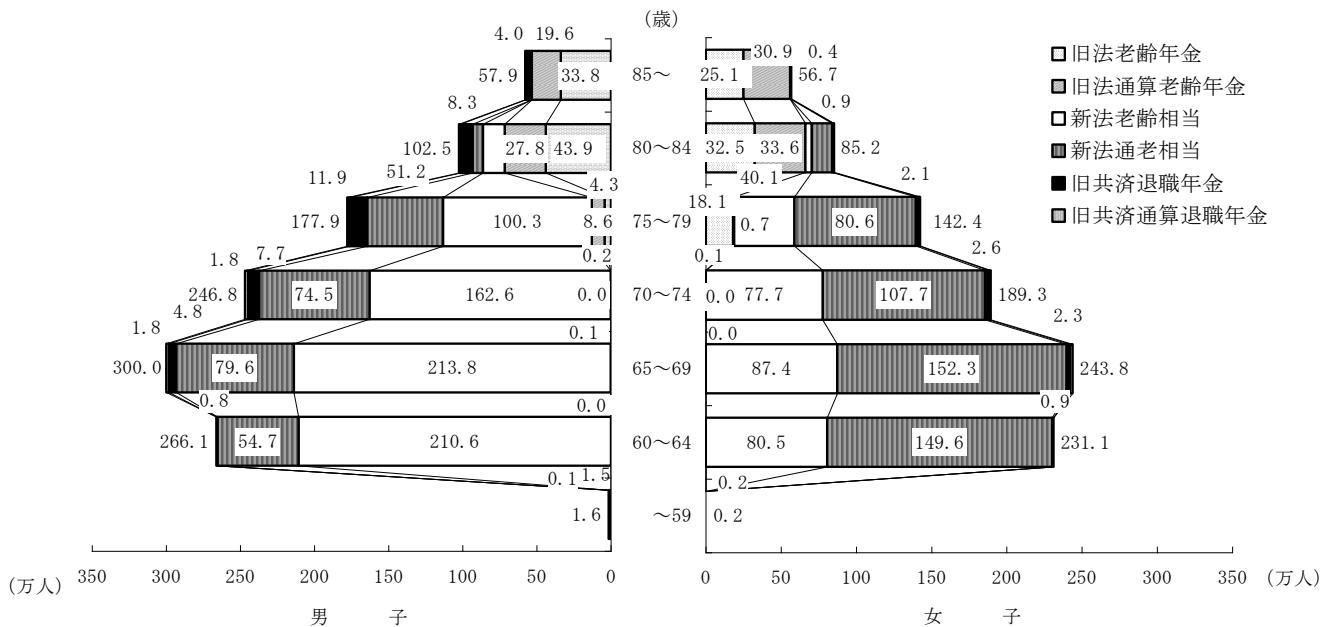
老齢給付の受給者数を退職・在職別にみると、

第II-19表 厚生年金保険 老齢給付新規裁定受給者数の推移（年度累計）

(単位：千人)

年 度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成8年	2	10	0	0	312	383	313	393
9	1	8	0	0	370	435	2	0	373	444
10	1	6	0	0	352	400	1	0	354	406
11	0	4	0	0	317	421	1	0	319	425
12	0	3	0	0	403	462	2	0	406	466
13	0	2	0	0	416	507	1	0	417	510
14	0	2	0	0	423	526	2	4	425	532
15	0	2	0	0	452	587	1	1	453	591
16	0	2	0	0	452	605	1	1	453	608
17	0	2	0	0	365	531	1	1	366	534
18	0	1	0	0	420	612	1	1	421	614

第II-9図 厚生年金保険 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成18年度末現在）



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

退職老齢給付の受給者数が1,790万人（同92.3%）、在職老齢給付が150万人（同7.7%）となっている。

また、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金及び退職共済年金の受給者は、平成18年度末で1,214万人（老齢相当689万人、通老相当525万人）となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金及び障害共済年金の受給者は、17万6千人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給者は、9万人となっている（第II-15表）。

② 老齢給付新規裁定受給者数

厚生年金保険の老齢給付の新規裁定受給者について推移をみると、新法が施行された昭和61年度

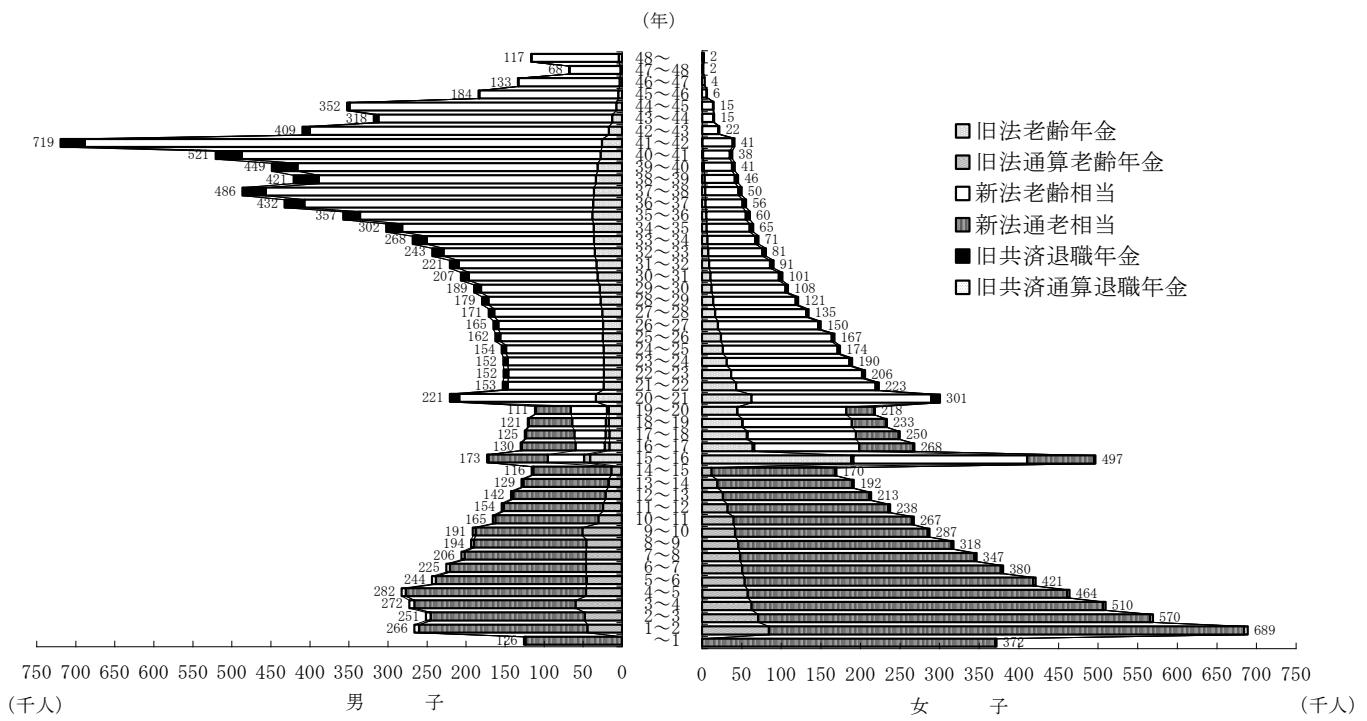
以降から平成6年度までは70万人ないし80万人で推移している。また、平成7年度にあっては104万人と、平成7年4月に施行された在職老齢給付の改善の影響もあり著しく増加した。

平成18年度の老齢給付の新規裁定者は104万人で、前年度末と比較して14万人（15.1%）増加している。その内訳は老齢（退職）年金42万人（対前年度末比5万人、15.0%増）、通算老齢（退職）年金61万人（同8万人、15.1%増）となっている（第II-19表）。

③ 老齢給付年齢階級別受給権者数

平成18年度末現在の厚生年金保険の受給権者数は2,616万人、うち老齢給付が2,102万人で全体の

第II-10図 厚生年金保険 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成18年度末現在）



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

第II-20表 厚生年金保険 受給者年金総額（平成18年度末現在）

	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計	
老 齢 年 金	億円 28,849	% 11.9	億円 1,001	% 0.4	億円 174,249	% 71.7
通算老齢年金	4,866	2.0	27	0.0	310	0.1
障 害 年 金	929	0.4	47	0.0	74	0.0
遺 族 年 金	6,882	2.8	340	0.1	2,087	0.9
通算遺族年金	172	0.1	3	0.0	4	0.0
合 計	41,699	17.2	1,418	0.6	11,528	4.7
			188,287	77.5	242,932	100.0

注 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

80.3%を占めている。

第II-9図は老齢給付の受給権者の年齢階級別分布を示したものである。男子では65～69歳が最も多く（300万人）、女子でも65～69歳が最も多い（244万人）。

④ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成18年度末の厚生年金保険の受給権者を被保険者期間別にみると第II-10図のとおりである。

男女別に被保険者期間を比較してみると、就業状況を反映して、男子の場合は41年以上42年未満をピークになだらかな山があるが、女子は被保険者期間が長いほど受給権者数が減少している。ま

た、男女とも15年以上16年未満及び20年以上21年未満が前後の期間に比べて突出しているが、これは、老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が、被保険者期間が20年以上または中高齢特例の対象となる場合は40歳（女子は35歳）以上の被保険者期間が15年以上であるため、この要件を満たした後に直ちに退職した者が多数いるためと考えられる。

老齢（退職）年金の受給権者の平均被保険者期間は、男子が35年3か月（船員保険の加入期間は昭和61年3月以前については4／3倍、平成3年3月以前については6／5倍して計算している。）、女子が24年4か月となっている。

第II-21表 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）

(単位：億円)

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成8年	73,207 (72,045)	2,236	94,288 (89,560)	…	169,731 (163,840)
9	70,011 (68,890)	2,160	104,860 (99,067)	12,623	189,654 (182,740)
10	67,913 (66,836)	2,111	115,692 (109,004)	12,410	198,126 (190,361)
11	64,991 (63,958)	2,038	125,541 (117,810)	12,065	204,634 (195,871)
12	61,815 (60,826)	1,954	135,618 (126,617)	11,631	211,018 (201,029)
13	58,562 (57,619)	1,872	144,828 (134,393)	11,165	216,428 (205,049)
14	55,292 (54,396)	1,789	156,198 (144,170)	14,211	227,491 (214,565)
15	51,558 (50,783)	1,691	167,231 (155,156)	13,492	233,971 (221,122)
16	48,199 (47,561)	1,598	173,573 (162,565)	12,824	236,195 (224,549)
17	44,928 (44,381)	1,508	182,308 (171,813)	12,190	240,934 (229,892)
18	41,699 (41,192)	1,418	188,287 (177,032)	11,528	242,932 (231,170)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

第II-22表 厚生年金保険 給付の種類別年金総額の推移（年度末現在）

(単位：億円)

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成8年	123,893 (118,374)	16,331 (15,960)	2,832	26,674	169,731 (163,840)
9	139,540 (133,051)	17,007 (16,583)	2,874	30,232	189,654 (182,740)
10	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)	2,930	32,272	198,126 (190,361)
11	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)	2,963	34,076	204,634 (195,871)
12	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)	2,966	35,553	211,018 (201,029)
13	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)	2,978	37,015	216,428 (205,049)
14	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	3,028	39,130	227,491 (214,565)
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	2,999	40,287	233,971 (221,122)
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	3,009	41,645	236,195 (224,549)
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	3,017	43,155	240,934 (229,892)
18	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	2,976	44,431	242,932 (231,170)

注1. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

2. 平成8年度以前は旧共済組合分を含まず、平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

(3) 年金額

① 年金総額

平成18年度末現在における厚生年金保険の受給者の年金総額は24兆2,932億円で、内訳は旧法厚生年金保険が4兆1,699億円（年金総額の17.2%）、旧法船員保険が1,418億円（同0.6%）、新法厚生年金保険が18兆8,287億円（同77.5%）、旧共済組合が1兆1,528億円（同4.7%）となっている（第II-20表）。また、年金総額を前年度末と比べると、全体で1,999億円（0.8%）の増加となっている（第II-21表）。

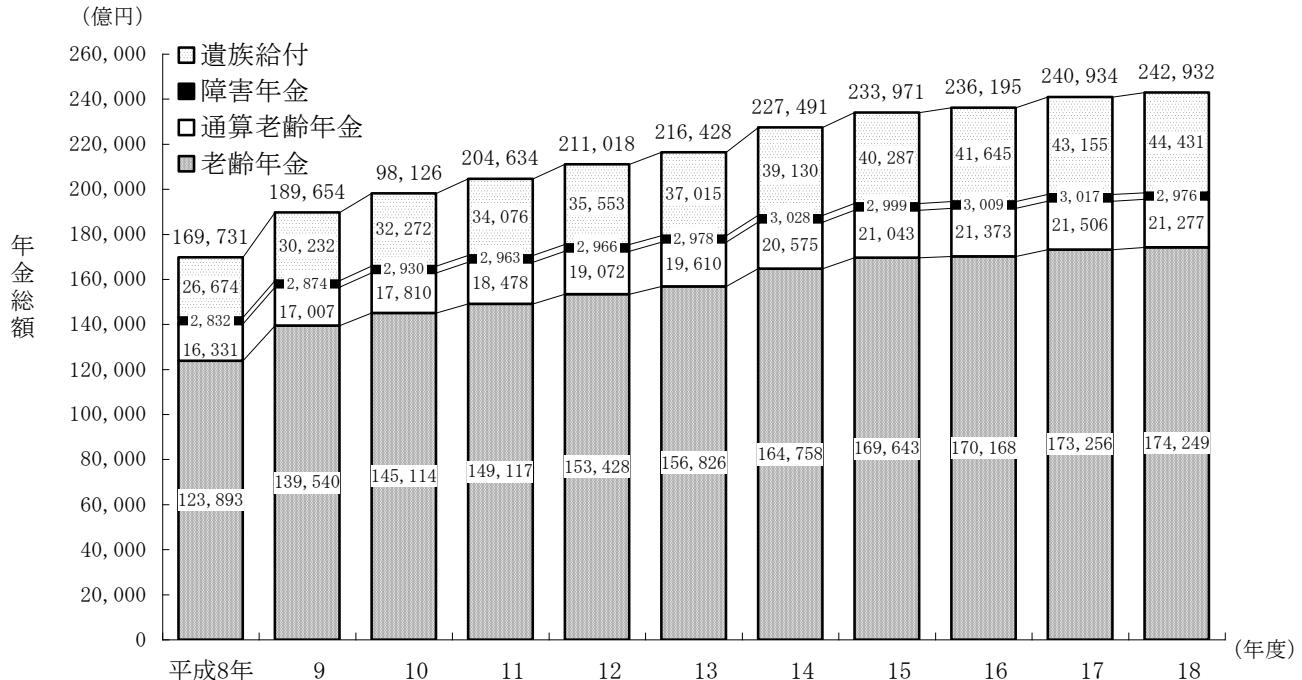
受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が17兆4,249億円で年金総額の71.7%

を占めており、通算老齢年金が2兆1,277億円（同8.8%）、障害年金が2,976億円（同1.2%）、遺族給付が4兆4,431億円（同18.3%）となっている（第II-22表、第II-11図）。

厚生年金保険の受給者の年金総額を年金の種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が993億円（0.6%）増加、通算老齢年金が229億円（1.1%）減少、障害年金が41億円（1.4%）減少、遺族給付が1,275億円（3.0%）増加となっている。

老齢給付の受給者数及び年金総額（基金代行支給分を含む。）の推移をみると、全受給者数の伸びと同様に毎年度増加しており、平成18年度末は前年度末と比較して75万人、764億円増加となって

第II-11図 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）



注 平成8年度は旧共済組合分を含まず、平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

第II-23表 厚生年金保険 老齢給付年金総額の推移（年度末現在）

(単位：億円)

年 度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老 齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退 職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成8年	52,852 (51,840)	8,475 (8,325)	1,660	56	69,381 (64,874)	7,799 (7,578)	123,893 (118,374)	16,331 (15,960)
9	50,437 (49,462)	8,125 (7,980)	1,597	54	77,085 (71,571)	8,805 (8,527)	10,421	23	139,540 (133,051)	17,007 (16,583)
10	48,793 (47,856)	7,895 (7,755)	1,557	51	84,527 (78,173)	9,841 (9,507)	10,236	23	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)
11	46,538 (45,640)	7,566 (7,431)	1,499	48	91,165 (83,826)	10,842 (10,450)	9,915	22	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)
12	44,120 (43,262)	7,206 (7,076)	1,432	45	98,327 (89,781)	11,798 (11,343)	9,548	22	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)
13	41,644 (40,826)	6,835 (6,710)	1,366	42	104,664 (94,752)	12,711 (12,188)	9,152	22	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)
14	39,153 (38,376)	6,459 (6,339)	1,298	39	113,045 (101,608)	13,696 (13,104)	11,262	381	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)
15	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)
16	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)
17	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)
18	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

いる（第II-17表、第II-23表）。

平成18年度末現在における厚生年金保険の老齢給付について、老齢（退職）年金、通算老齢（退職）年金の受給者の年金総額は、それぞれ17兆4,249億円、2兆1,277億円であり、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が2兆8,849億円（老齢給付年金総額の14.8%）、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が4,866億円（同2.5%）、旧法船員保険の老齢年金が1,001億円（同0.5%）、旧法船員保険の通算老齢年金が27億円（同0.0%）、新法厚生年金保険の老齢厚生年金が15兆1,420億円（同77.4%）——うち老齢相当13兆5,346億円（同69.2%）、通老相当1兆6,074億円（同8.2%）

——、旧共済組合9,363億円（同4.8%）となっている（第II-23表）。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職していて失業給付（基本手当）を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職していて高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金と年金額との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて原則として賃金の1割相当の老齢厚生年金が支給停止となっている。平成18年度末現在、失業給付との調整に該当する受給権者数は4万8千人、支給停止年

第II-24表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整（年度末・月末現在）

(失業給付)

年度別 月別	件 数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成16年度	64,938	56,208	8,730	74,207,895	70,877,687	3,330,207	95,229	105,082	31,789
平成17年度	50,893	43,642	7,251	59,304,564	56,582,940	2,721,624	97,107	108,044	31,279
平成18年度	48,023	41,264	6,759	47,918,059	45,878,881	2,039,178	83,151	92,653	25,142
平成18年 4月	48,032	40,845	7,187	55,264,957	52,597,004	2,667,953	95,882	107,310	30,935
5月	47,255	40,156	7,099	53,625,759	50,957,438	2,668,321	94,568	105,749	31,323
6月	53,774	45,455	8,319	60,203,656	57,138,490	3,065,167	93,297	104,753	30,704
7月	55,135	46,460	8,675	60,981,519	57,844,547	3,136,972	92,170	103,753	30,134
8月	57,986	48,620	9,366	63,019,913	59,680,741	3,339,172	90,568	102,291	29,710
9月	54,791	46,477	8,314	59,672,337	56,783,688	2,888,649	90,758	101,813	28,954
10月	48,103	40,210	7,893	50,717,168	48,020,518	2,696,651	87,862	99,520	28,471
11月	49,041	41,332	7,709	50,589,520	48,043,127	2,546,393	85,965	96,864	27,526
12月	50,063	42,635	7,428	51,231,078	48,878,122	2,352,955	85,278	95,536	26,397
平成19年 1月	49,079	41,814	7,265	49,527,016	47,274,660	2,252,357	84,094	94,216	25,836
2月	47,170	40,455	6,715	47,400,834	45,338,230	2,062,603	83,741	93,392	25,597
3月	48,023	41,264	6,759	47,918,059	45,878,881	2,039,178	83,151	92,653	25,142

(高年齢雇用継続給付)

年度別 月別	件 数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成16年度	188,639	177,613	11,026	33,579,033	31,971,469	1,607,563	14,834	15,001	12,150
平成17年度	179,022	169,940	9,082	29,043,509	27,820,316	1,223,193	13,520	13,642	11,224
平成18年度	178,975	171,785	7,190	25,964,030	25,112,452	851,578	12,089	12,182	9,870
平成18年 4月	176,279	167,430	8,849	28,325,318	27,146,318	1,179,000	13,390	13,511	11,103
5月	170,415	161,866	8,549	27,146,002	26,019,672	1,126,330	13,274	13,396	10,979
6月	169,836	161,504	8,332	26,873,455	25,777,228	1,096,227	13,186	13,301	10,964
7月	170,222	161,998	8,224	26,726,172	25,650,342	1,075,830	13,084	13,195	10,901
8月	171,323	163,165	8,158	26,603,246	25,555,884	1,047,362	12,940	13,052	10,699
9月	170,650	162,771	7,879	26,603,376	25,567,858	1,035,518	12,991	13,090	10,952
10月	173,280	165,400	7,880	26,599,010	25,579,443	1,019,567	12,792	12,888	10,782
11月	174,233	166,452	7,781	26,400,705	25,408,665	992,040	12,627	12,721	10,625
12月	176,096	168,366	7,730	26,457,714	25,485,014	972,701	12,520	12,614	10,486
平成19年 1月	177,195	169,674	7,521	26,272,537	25,346,622	925,915	12,356	12,449	10,259
2月	177,124	169,833	7,291	25,984,898	25,103,844	881,054	12,225	12,318	10,070
3月	178,975	171,785	7,190	25,964,030	25,112,452	851,578	12,089	12,182	9,870

第II-25表 厚生年金保険 老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移（年度末現在）

年 度	旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金(老齢相当)		旧共済組合 退職(共済)年金 (退職相当)		合 计	
	受給権 者 数	平均年金月額	受給権 者 数	平均年金 月額	受給権 者 数	平均年金月 額	受給権 者 数	平均年金 月額	受給権 者 数	平均年金月 額
平成8年	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
9	2,745	161 (158)	61	228	4,128	176 (166)	6,933	170 (163)
10	2,626	160 (157)	58	229	4,692	175 (165)	446	201	7,822	172 (165)
11	2,502	163 (160)	56	234	5,225	178 (166)	435	204	8,217	175 (167)
12	2,378	163 (160)	53	236	5,728	179 (167)	420	206	8,580	176 (167)
13	2,261	163 (160)	51	236	6,292	178 (166)	410	205	9,014	176 (166)
14	2,142	162 (159)	48	237	6,899	174 (160)	397	205	9,486	173 (162)
15	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185	10,145	172 (160)
16	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182	10,690	169 (159)
17	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179	11,167	165 (156)
18	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177	11,523	165 (156)
	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175	11,984	162 (154)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

金総額は479億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は17万9千人、支給停止年金総額は260億円となっている（第II-24表）。

② 平均年金月額

平成18年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢（退職）年金が16万5千円（男子18万9千円、女子10万8千円）、通算老齢（退職）年金が5万7千円（男子6万8千円、女子5万円）となっている。

平成18年度末における厚生年金保険の老齢（退職）年金の給付状況を受給権者についてみると、受給権者数は1,198万人、その平均年金月額は16万2千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は46万人（4.0%）増加し、平均年金月額は2,330円（1.4%）の減少となっている（第II-25表）。

なお、60歳台前半の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢は、一般男子については平成13年度から平成25年度（女子は平成18年度から平

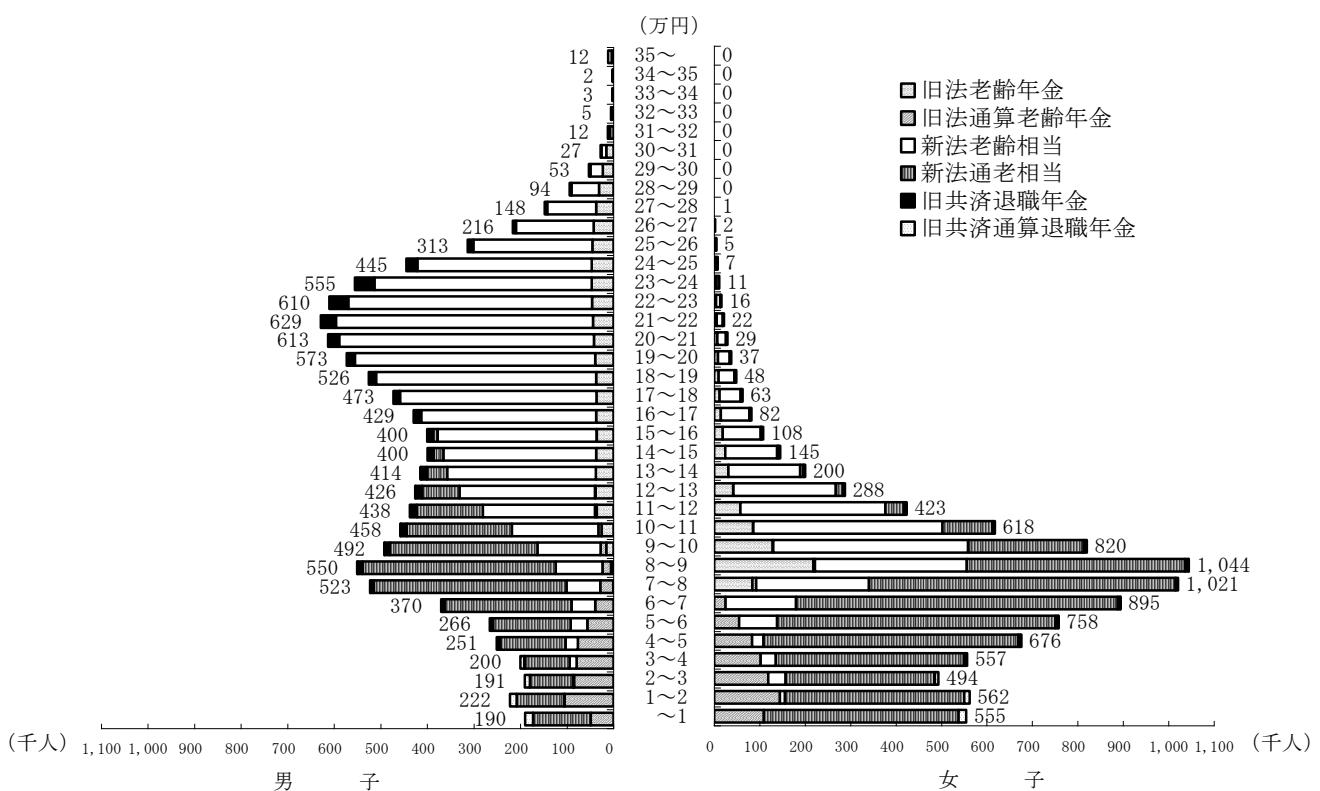
成30年度）にかけて、3年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとされており、平成13年度以降の平均年金月額については、前年度以前のものと単純に比較することはできない。

また、平成18年度末現在における厚生年金保険の障害年金受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する障害基礎年金の額を含めて10万5千円（1級が15万7千円、2級が12万1千円、3級が6万1千円）であり、遺族年金受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する遺族基礎年金の額を含めて8万9千円となっている。

③ 年金月額階級別受給権者数

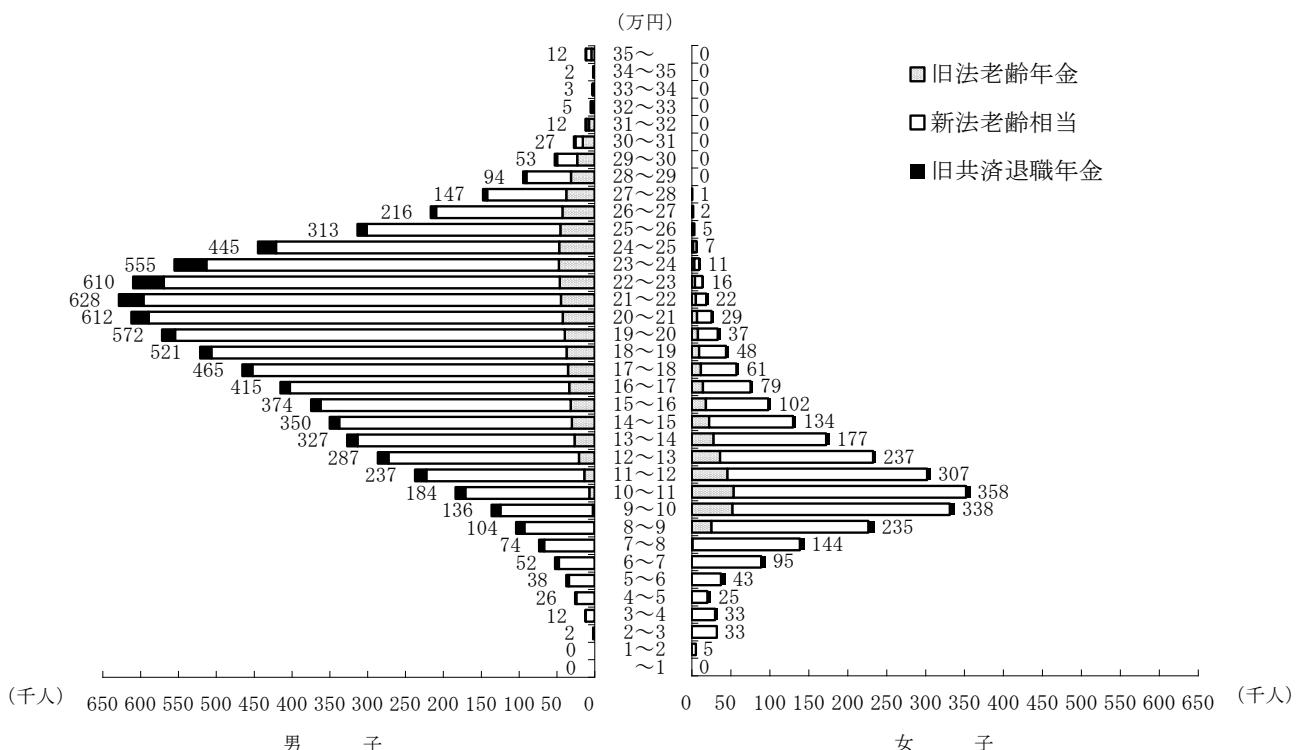
平成18年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが第II-12図である。老齢年金（旧法老齢年金、新法老齢相当、旧共済組合の退職年金、退年相当の合計。）では、男子は月額21万円台をピークにしたなだらかな分布となっており、一般的な所得額分布の形状とは異なっている。これは、高額部分については、標準報酬月額等級の頭打ちにより年金額が伸びないことと、年金額には被保険者期間

第II-12図 厚生年金保険 老齢給付年金月額階級別受給権者数（平成18年度末現在）



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

**第II-13図 厚生年金保険 老齢年金年金額階級別受給権者数
(被保険者期間20年以上(平成18年度末現在))**



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

**第II-26表 年金月額階級別状況
(平成18年度末現在)**

被保険者期間20年以上(老齢年金)

年金月額	男子		女子	
	受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上	万円未満		千人	%
~ 10	443	5.6	951	36.8
10 ~ 15	1,384	17.5	1,212	46.9
15 ~ 20	2,348	29.7	327	12.7
20 ~ 25	2,851	36.0	85	3.3
25 ~ 30	824	10.4	8	0.3
30 ~	61	0.8	0	0.0
計	7,911	100.0	2,583	100.0
平均年金月額	千円	—	千円	—
	190		115	

にのみ比例する定額部分・基礎年金があり、平均標準報酬月額が低い受給権者の年金額が底上げされることも要因であると考えられる。女子は月額8万円台が突出して多くなっている。

平成18年度末現在における厚生年金保険の老齢年金の受給権者で被保険者期間20年(旧法船員保険分は15年)以上の者について年金月額階級別分布をみたものが第II-13図、第II-26表である。男子では月額20~25万円が36.0%を占めて最も多くなっている。女子では月額10~15万円が46.9%と半数近くを占めている。また、平均年金月額は男子が19万円、女子が11万5千円である。

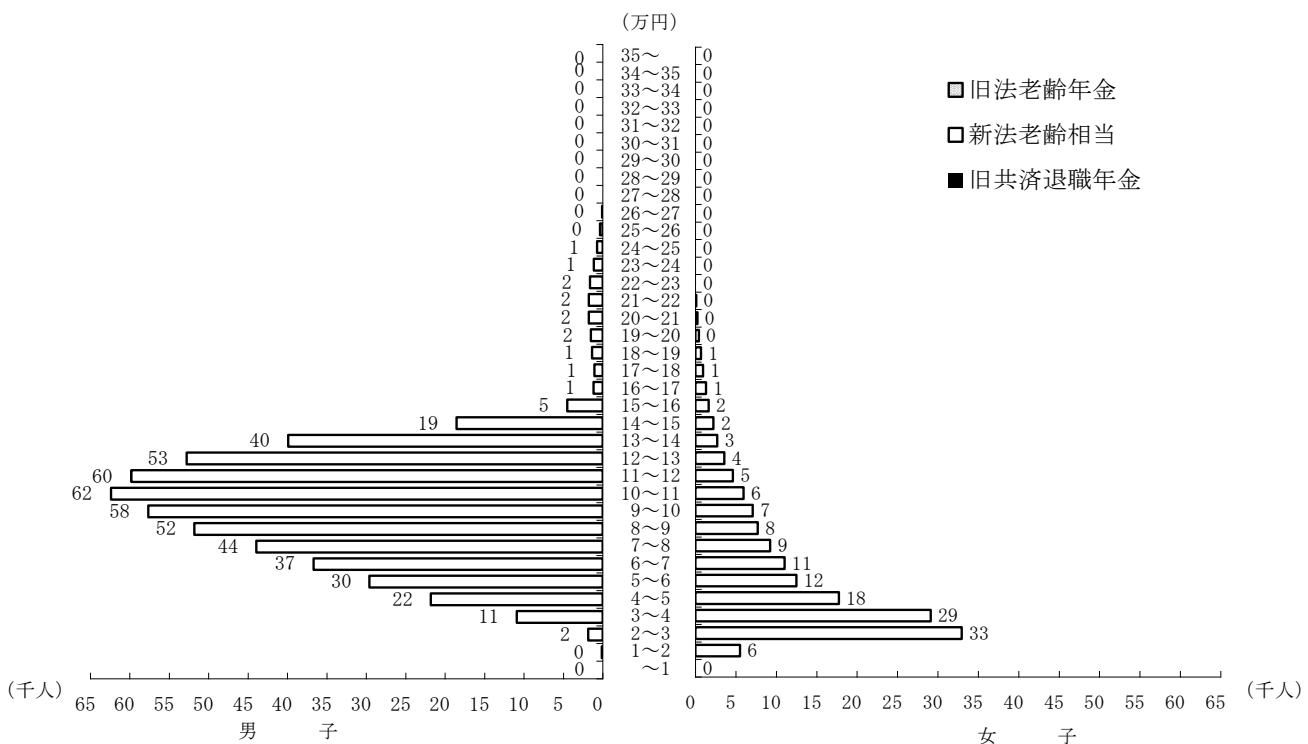
**第II-27表 年金月額階級別状況
(平成18年度新規裁定)**

被保険者期間20年以上(老齢年金)

年金月額	男子		女子	
	受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上	万円未満		千人	%
~ 10	255	50.4	133	84.3
10 ~ 15	234	46.3	19	12.2
15 ~ 20	10	1.9	5	3.2
20 ~ 25	7	1.4	0	0.3
25 ~ 30	0	0.1	0	0.0
30 ~	0	0.0	0	0.0
計	505	100.0	158	100.0
平均年金月額	千円	—	千円	—
	99		60	

平成18年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金の受給権者で被保険者期間20年以上の者について、年金月額階級別の分布をみたものが第II-14図、第II-27表である。前述のとおり平成13年度から60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられることにより、男子では月額10万円未満が最も多くなっており(50.4%)、女子でも男子と同様に月額10万円未満が最も多くなっている(84.3%)。また、平均年金月額は男子が9万9千円、女子が6万円となっている。

**第II-14図 厚生年金保険 老齢年金年金額階級別受給権者数
(被保険者期間20年以上(平成18年度新規裁定))**



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

(4) 収支状況

平成18年度決算における厚生保険特別会計年金勘定の収支状況は、収入総額35兆4,996億円、支出総額34兆3,975億円で、収支差1兆1,021億円が積立金に繰り入れられた。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融資改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

年度末現在の積立金は、厚生保険特別会計業務勘定からの繰入額105億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約130.1兆円となっている。なお、年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成18年度末の時価ベースの積立金額は、約139.8兆円である。

また、平均利回りについては、平成18年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、

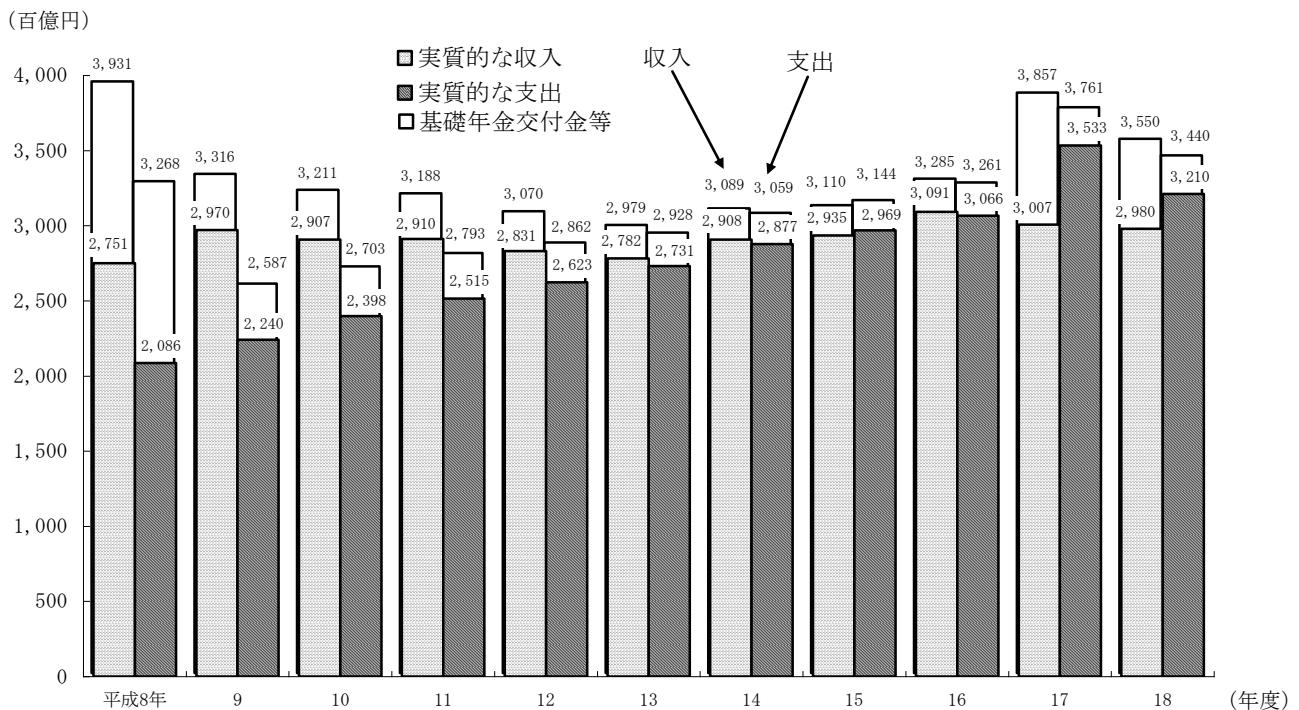
1.60%であり、平成18年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、3.10%である。

この収入には、厚生年金保険が支給する給付のうち基礎年金相当部分に充てるための基礎年金勘定からの交付金、旧J.R.共済組合及び旧J.T.共済組合への支援措置で納付される各共済組合からの拠出金、統合した旧J.R.共済組合、旧N.T.T.共済組合、旧J.T.共済組合からの移換積立金、職域部分等に係る納付金、旧三共済組合の事業所・被保険者からの保険料収入が含まれている。また、支出には基礎年金相当部分の財源として基礎年金勘定へ繰り入れる拠出金のほか、統合前の国家公務員等共済組合法による裁定者に係る年金給付費も含んでいる。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が29兆7,954億円、実質的な支出総額が32兆994億円となっている。

収支状況の推移をみると、昭和61年度から旧法の船員保険分が含まれていることと基礎年金制度

第II-15図 厚生年金保険 収支状況の推移（年度末現在）



の創設による基礎年金勘定からの交付金に相当する額が収支双方に含まれている。また、平成2年から制度間調整事業が始まり制度間調整勘定からの交付金に相当する額が収支双方に含まれているため収入・支出とも大きく増加したが、平成9年度には制度間調整事業が廃止され、代って支援措置が施行されたため、平成9年度の収支総額では前年を下回っている。しかし、実質的な収支では、旧三共済組合を統合したことによる保険料収入の増、支援措置による各共済組合からの納付金、積立金の移換、旧三共済組合の給付分の増などの影響により前年を大きく上回っている。平成10年度は前年度に比べ、旧三共済組合からの積立金の移換額が減少している等の理由により、前年度より減少している（第II-15図）。

(5) 被用者年金制度各制度による旧三共済組合の支援措置の状況

厚生年金保険法の一部改正により、平成9年4月から旧公共企業体の共済組合（旧J R共済組合、旧N T T共済組合、旧J T共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、併せて旧制度間調整が廃止され支援措置の制度が創設された。

この支援措置は、統合に際して成熟度の高い旧J R共済組合及び旧J T共済組合を統合する厚生

年金保険に過度の負担がかからぬよう、三共済組合から必要な積立金を移換するとともに、厚生年金保険相当部分の給付に係る負担の公平性を確保する措置として平成9年度より各被用者年金制度から厚生年金保険の管掌者たる政府に対し拠出金を納付させるものである。

具体的には、旧J R共済組合、旧J T共済組合が独立した制度として運営してきた期間に給付が確定する部分（給付確定部分）については旧J R共済組合、旧J T共済組合からの積立金の移換を行うこととし、統合前期間に係る再評価・物価スライド部分のいわゆる世代間扶養部分の給付については現在のJ R・J Tの加入者の保険料の一部を充当し、不足分（拠出金算定対象額）について各被用者年金制度が拠出金を納付する制度である。

各被用者年金制度が負担する拠出金額は、拠出金算定対象額の半分を標準報酬月額の総額で各制度ごとに按分し（負担の公平化）、残りの半分については厚生年金保険より財政的な成熟度が低く、負担するべき水準が低い制度がより多く負担する（負担の平準化）こととなっている。

なお、年金保険者たる共済組合に係る負担の平準化に資するため、定期間（平準化期間）拠出金算定対象額を平準化することとされている。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況

前述のとおり、昭和61年4月から施行された国民年金法（新法）により、国民年金の強制適用が従来の自営業者等から厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者に拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展した。これにより、国民年金の適用・給付の体系は大幅に変更された。

新法では国民年金の強制加入被保険者は第1号被保険者（自営業者等）、第2号被保険者（厚生

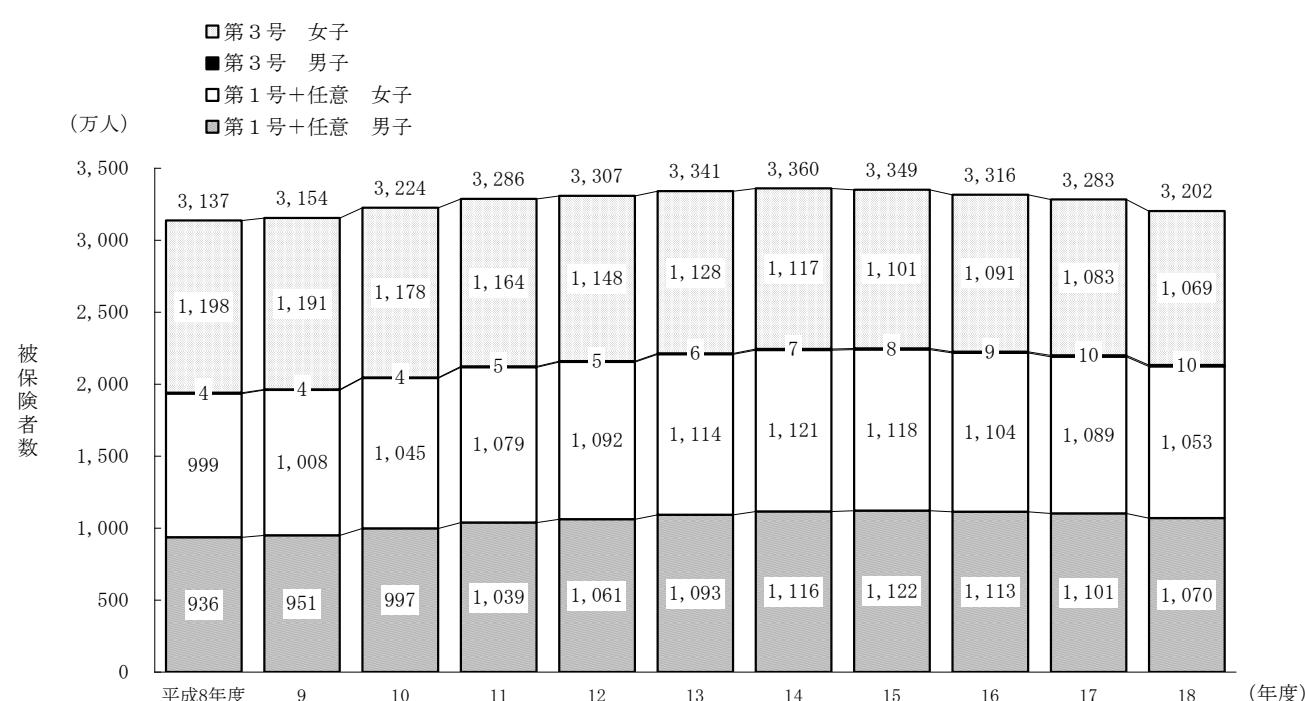
年金保険の被保険者、共済組合の組合員であって、老齢基礎年金の受給権を持たない者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者で20～59歳の者）の区分となり、任意加入被保険者は20歳～59歳の被用者年金制度の老齢年金受給権者、60歳～64歳の自営業者等、20歳～64歳の在外邦人となつた。なお、平成7年4月からは、昭和30年4月1日以前に生まれた者であつて、老齢基礎年金等の受給権を有しない者は受給権を得るまで65歳～69歳の間任意加入できることとなつた。平成17年4月からは、昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた者についても、老齢基礎年金等の受給権を有しない者は受給権を得るま

第II-28表 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	合 計			第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
平成8年度	31,371	9,400	21,970	19,000	9,283	9,717	356	78	278	12,015	39	11,976
9	31,538	9,547	21,991	19,247	9,431	9,817	342	77	265	11,949	40	11,909
10	32,244	10,015	22,229	20,112	9,900	10,212	314	73	241	11,818	43	11,775
11	32,861	10,436	22,426	20,878	10,316	10,561	298	71	226	11,686	48	11,639
12	33,068	10,666	22,402	21,247	10,542	10,705	291	72	218	11,531	52	11,479
13	33,408	10,990	22,418	21,775	10,856	10,919	299	76	223	11,334	57	11,277
14	33,604	11,227	22,377	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166
15	33,494	11,297	22,197	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014
16	33,163	11,221	21,941	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905
17	32,826	11,106	21,720	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827
18	32,019	10,794	21,225	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690

第II-16図 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



第II-29表 保険料全額免除者数、申請一部免除者数及び納付率の推移（年度末現在）

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）			申請一部免除割合（%）	納付率（%）
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除		
平成8年度	4,058	865	2,475 (718)	·	·	17.6	4.6	13.0	·	·	·	·	·	·	82.9
9	4,392	873	2,712 (806)	·	·	18.6	4.5	14.1	·	·	·	·	·	·	79.6
10	4,865	900	3,098 (867)	·	·	19.9	4.5	15.4	·	·	·	·	·	·	76.6
11	5,342	932	3,496 (914)	·	·	21.2	4.5	16.7	·	·	·	·	·	·	74.5
12	5,045	957	2,741	1,348	·	23.7	4.5	12.9	6.3	·	·	·	·	·	73.0
13	5,235	990	2,770	1,476	·	24.0	4.5	12.7	6.8	·	·	·	·	·	70.9
14	4,002	1,028	1,437	1,537	·	18.1	4.7	6.5	7.0	·	344	·	1.6	62.8	
15	4,388	1,062	1,649	1,676	·	19.9	4.8	7.5	7.6	·	378	·	1.7	63.4	
16	4,582	1,093	1,762	1,728	·	21.0	5.0	8.1	7.9	·	414	·	1.9	63.6	
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	·	2.5	67.1	
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	264	213	79	2.7	66.3

注1. 保険料全額免除者とは、法定免除者、申請（全額）免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者をいう。

2. 全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合（%）である。

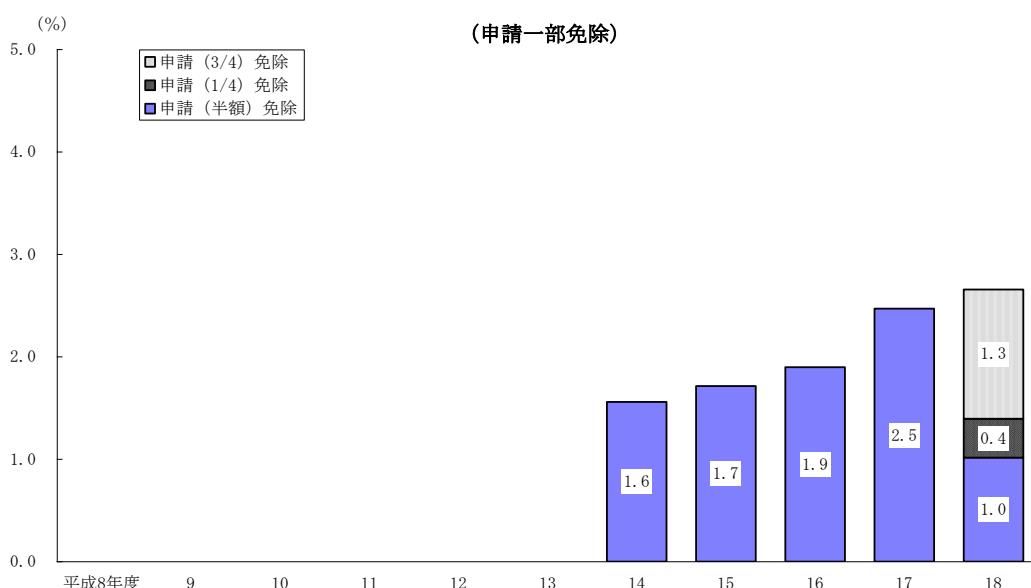
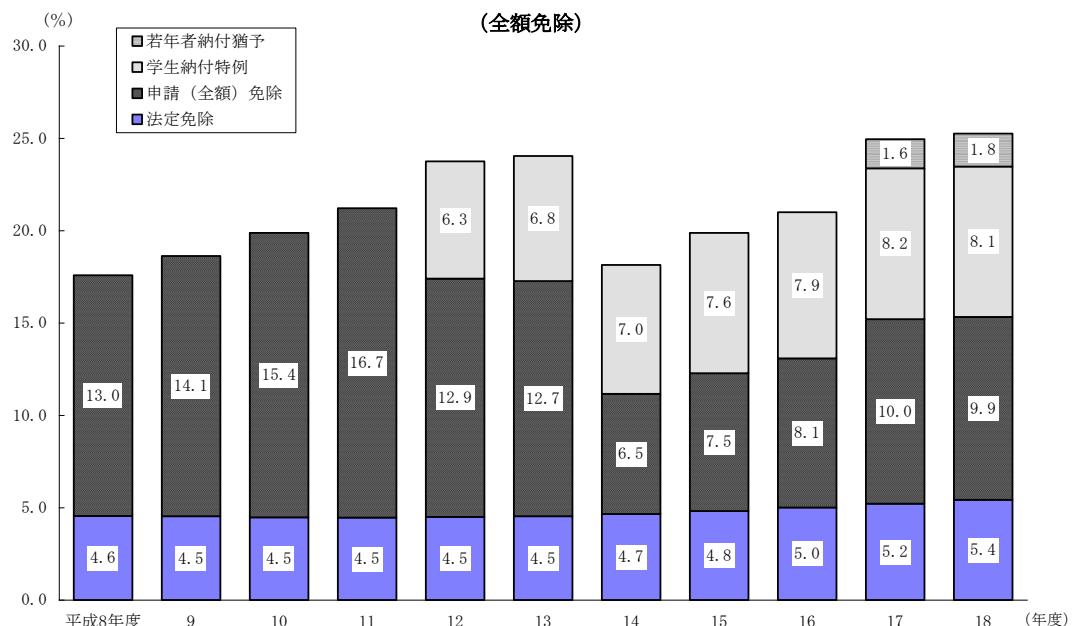
3. 申請一部免除割合とは、申請（3/4）、半額及び（1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合（%）である。

4. 保険料全額免除者数、全額免除割合、申請一部免除者数及び申請一部免除割合は年度末現在、納付率は年度の数値である。

5. 「納付率」は、平成13年度以前は「検認率」である。

6. () 内は、学生の申請免除者数（再掲）である。

第II-17図 国民年金 保険料免除割合の推移（年度末現在）



で65歳～69歳の間任意加入できることとなった。

平成3年4月からは、それまで任意適用であった学生についても第1号被保険者として強制適用の対象となった。平成12年4月からは、学生本人の所得が一定以下の場合、申請に基づいて国民年金の保険料の納付が猶予される学生の納付特例制度が創設された。平成17年4月からは、30歳未満の本人の所得が一定以下の場合、申請に基づいて国民年金の保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度が創設された。

また、保険料負担能力に応じたきめ細かい免除制度構築を目的として、平成14年4月より保険料の半額免除制度が導入され、さらに平成18年4月より保険料の3/4免除制度と1/4免除制度が導入された。

① 被保険者数

平成18年度末現在における被保険者数は、第1号被保険者が2,091万人（男子1,061万人、女子1,031万人）、第2号被保険者（65歳以上の老齢給付受給権者を含む）は3,836万人（男子2,514万人、女子1,322万人）、第3号被保険者が1,079万人（男子10万人、女子1,069万人）、任意加入被保険者が32万人（男子9万人、女子23万人）で、第2号被保険者を除く合計は3,202万人、第2号被保険者を含めた公的年金の被保険者数は7,038万人となっている。

第2号被保険者を除く被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入を含む。）は67万人（3.1%）、第3号被保険者は13万人（1.2%）の減少となっている（第II-28表、第II-16図）。

平成18年度末現在の第1号被保険者（任意加入を含む。）のうち、付加保険料を納付している被保険者は76万人で、その内訳は農業者年金基金の被保険者であるため付加保険料を納付しなければならない者（強制加入）が8万人、本人の希望で付加保険料を納付している者（任意加入）が67万人で、付加保険料の加入率（第1号被保険者数と65歳未満の任意加入被保険者数の合計から全額免除被保険者数及び申請一部免除数を減じた数に対する付加保険料納付被保険者数の比）は4.9%である。前年度末と比べると、付加保険料納付被保険者数は1万7千人（2.2%）の減少であり、付加保

険料の加入率は0.1ポイント上昇している。

平成18年度末現在における保険料全額免除者数は528万人（法定免除者数114万人、申請全額免除者数207万人、学生納付特例者数170万人、若年納付猶予者数37万人）となり、全額免除割合（第1号被保険者数に対する免除者数の比）は25.3%（法定免除5.4%、申請全額免除9.9%、学生納付特例8.1%、若年者納付猶予1.8%）で、前年度末と比較して0.3ポイント上昇している（第II-29表、第II-17図）。

平成18年度末における申請一部免除数は56万人で、前年度末に比べて2万人増加している。第1号被保険者に占める割合は2.7%で、前年度末に比べて0.2ポイント上昇している。

② 保険料の納付状況

平成18年度中に納付された過年度分保険料は1,144万月分と、前年度に比べ50万月（4.2%）の減少となっている。一方、第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）の減少及び全額免除者数の増加等により、平成18年度中に納付された現年度分保険料は約1億2,396万月分と、前年度に比べ397万月（3.1%）の減少となっている。この結果、平成18年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は1億3,540万月分となり、前年度の1億3,987万月から447万月（3.1%）の減少となっている。

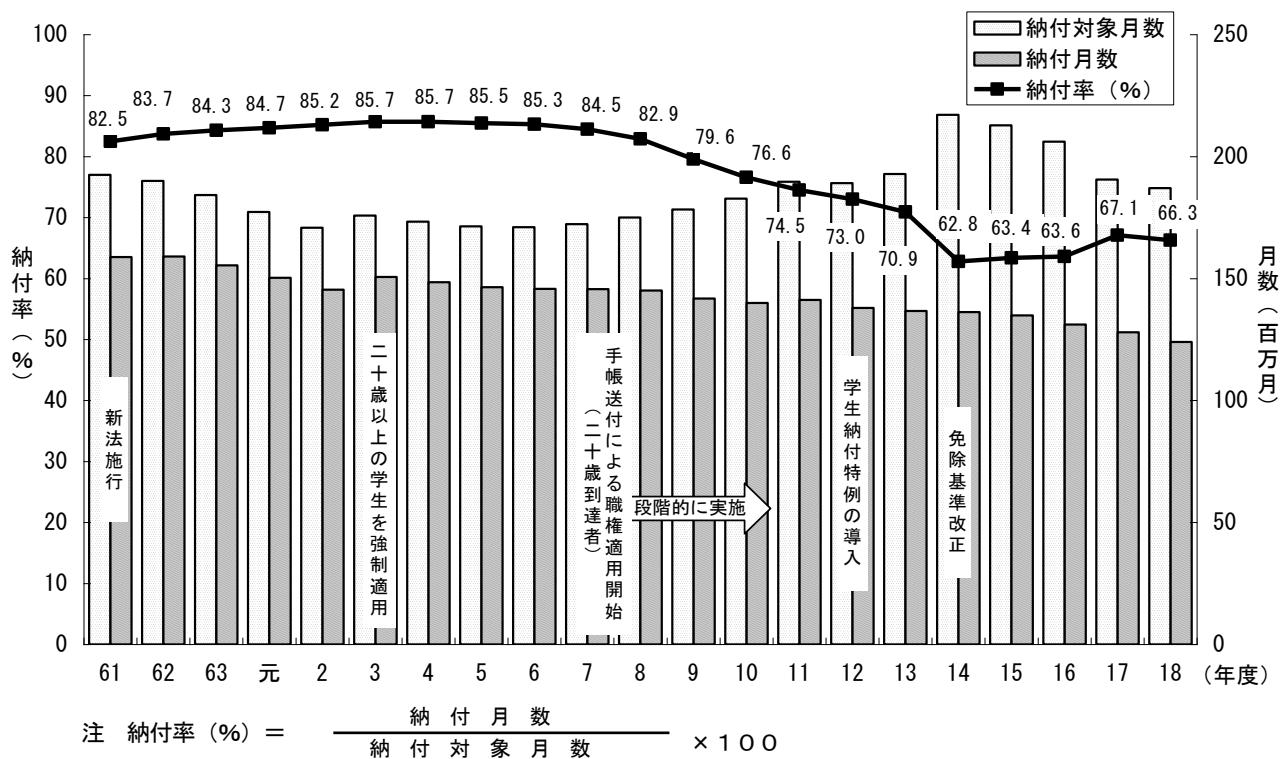
また、平成18年度の現年度分保険料の納付率については、納付月数が前年度から397万月分（3.1%）減少し、納付対象月数が前年度から359万月分（1.9%）減少した結果、納付率は66.3%となり、前年度の67.1%から0.8ポイントの低下となっている（第II-30表、第II-18図）。

過年度分保険料を含めた納付率の年度推移は、平成16年度分保険料については68.2%、平成17年度分保険料については70.7%となり、前年度末と比較してそれぞれ2.0ポイントの上昇、3.6ポイントの上昇となっている。（第II-31表）。

③ 資格取得の状況

第1号被保険者のうち平成18年度の資格取得者は、全体の25.1%となっており、資格の得喪が頻繁に行われていることがうかがえる。第1号被保険者の資格取得者においては、離職等により、第

第II-18図 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移



納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数、学生納付特例月数、若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

第II-30表 納付対象月数及び納付月数の推移

(万月)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
納付対象月数	21,712 (12.6)	21,276 (△ 2.0)	20,613 (△ 3.1)	19,060 (△ 7.5)	18,701 (△ 1.9)
納付月数	13,627 (△ 0.3)	13,492 (△ 1.0)	13,111 (△ 2.8)	12,793 (△ 2.4)	12,396 (△ 3.1)

注 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は前年度比（%）である。

第II-31表 納付率の年度推移

	15年度	16年度	17年度	18年度
15年度分保険料	63.4%	65.6% (2.2)	67.4% (1.8)	
16年度分保険料		63.6%	66.3% (2.7)	68.2% (2.0)
17年度分保険料			67.1%	70.7% (3.6)
18年度分保険料				66.3%

注1. 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。

注2. () 内は対前年度の伸び幅である。

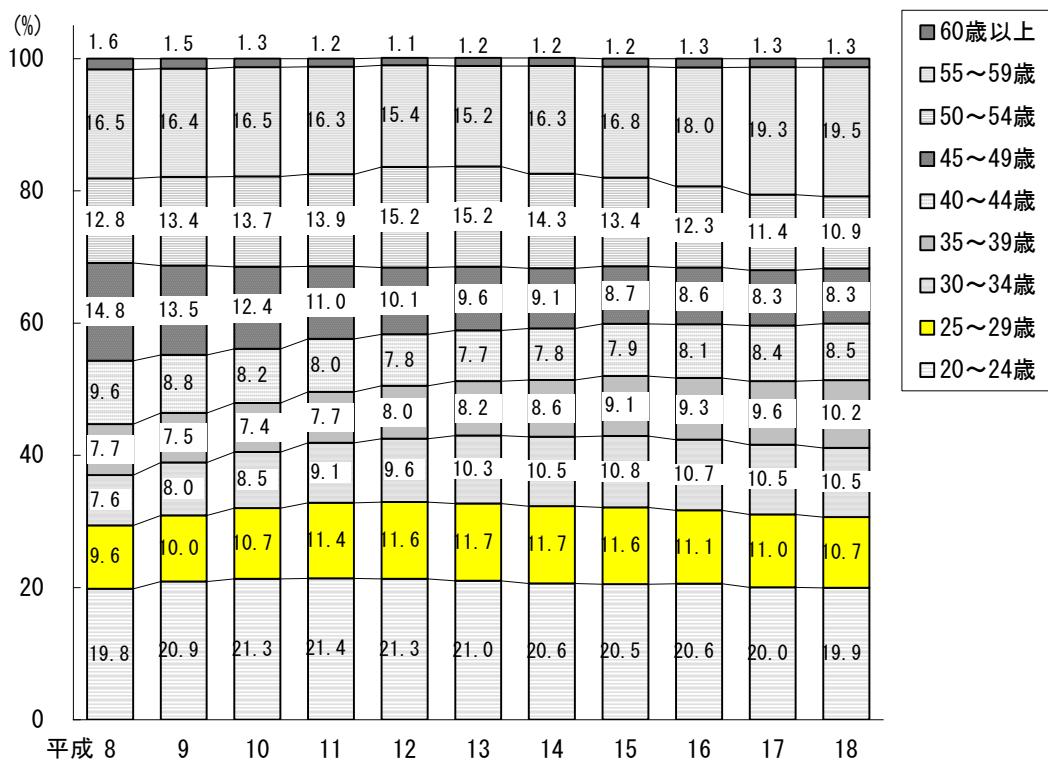
第II-32表 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：千人)

年 度	被保険者数 (年度末)	資格 取得者数 (年度累計)	割合 (%)	第2号 からの 移行者	第3号 からの 移行者	20歳 到達者	(再掲)	
							うち手帳送 付者	うち資格取 得届出者
平成14年度	22,368	5,865	26.2	3,414	951	1,267	663	604
平成15年度	22,400	5,670	25.3	3,231	898	1,318	671	646
平成16年度	22,170	5,396	24.3	3,096	799	1,288	631	657
平成17年度	21,903	5,185	23.7	3,031	768	1,229	620	609
平成18年度	21,230	5,329	25.1	3,205	749	1,179	595	585

注 資格取得者には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

第II-19図 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注 第1号被保険者に任意加入者を含んだ割合となっている。

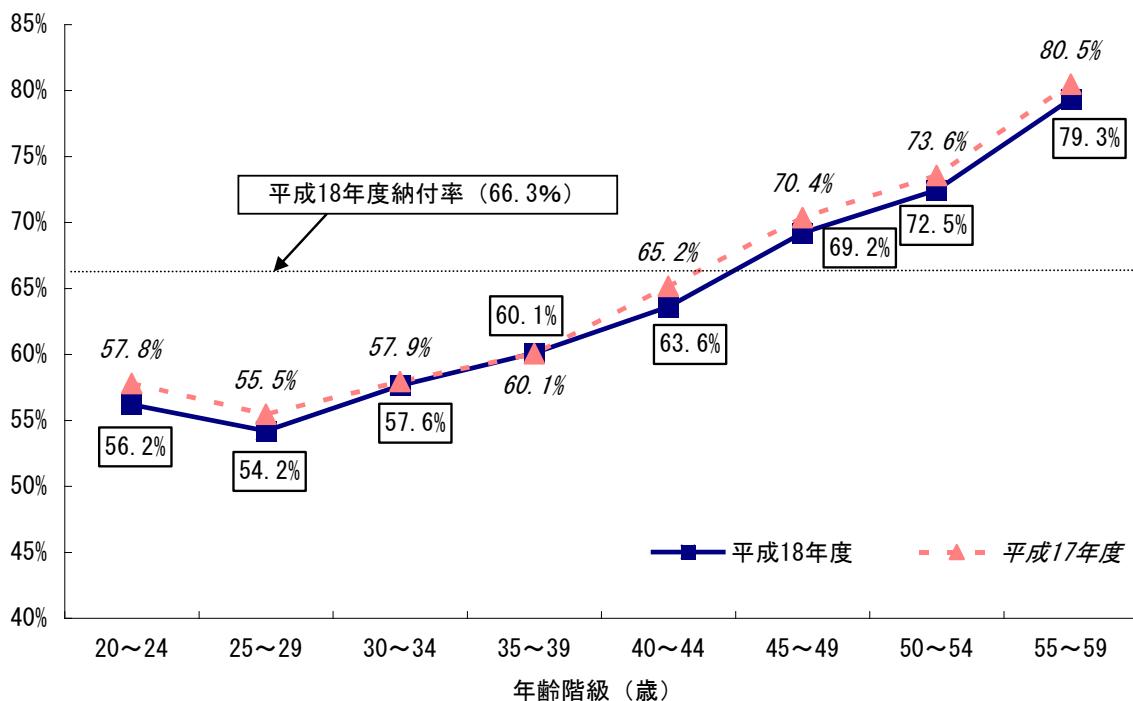
第II-33表 年齢階級別第1号被保険者数の推移

(各年度末現在、単位：万人)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
第1号被保険者 (任意加入含む)	1,936	1,959	2,043	2,118	2,154	2,207	2,237	2,240	2,217	2,190	2,123
20~24歳	383	410	436	452	459	463	461	459	456	438	424
25~29歳	186	196	217	241	250	258	261	259	246	242	227
30~34歳	148	157	175	193	207	228	234	242	237	231	222
35~39歳	149	147	152	163	172	181	192	205	207	211	218
40~44歳	185	172	168	170	168	170	175	177	180	185	181
45~49歳	288	265	253	233	216	212	204	196	191	183	177
50~54歳	248	262	279	295	326	335	320	300	272	250	232
55~59歳	319	321	336	345	330	335	365	375	399	423	415
60歳以上	29	29	26	25	25	25	26	28	29	28	27
平均年齢（歳）	40.7	40.4	40.0	39.8	39.7	39.6	39.7	39.6	39.7	40.0	40.0

注 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

第II-20図 年齢階級別の納付率



第II-34表 国民年金保険料の納付率変動要因分析

平成17年度から18年度にかけて納付率は0.8ポイント低下しているが、その要因をみると次のとおり。

- 第1号被保険者的人口構成の変化による影響 → 約0.2%上昇
- 若年納付猶予者の変動による影響 → 約0.1%上昇
- 納付督励の減少等による影響 → 約0.4%低下
- 申請免除者等（若年納付猶予者を除く）による影響 → 約0.3%低下
- その他 → 約0.3%低下

2号被保険者から第1号被保険者となる者が多くなっている（第II-32表）。

④ 年齢階級別の状況

第1号被保険者の年齢構成をみると、平成14年度以降、50歳台後半の割合が増加傾向にある。（第II-19図、第II-33表）。

年齢階級別に保険料の納付状況をみると、若年

層は納付率が低調であり、高年層になるにつれて納付率は高くなる傾向にある。前年度の納付率と比べると、ほとんどの年齢階級において納付率が低下している（第II-20図）。

⑤ 納付率の変化要因

平成17年度から18年度の納付率（現年度分）の変化（0.8ポイント低下）について、要因ごとの影

響をみると、次のとおりとなっている(第II-34表)。

○第1号被保険者の人口構成の変化による影響
(約0.2ポイント上昇)

○若年納付猶予者の変動による影響 (約0.1ポイント上昇)

○納付特例の減少等による影響 (約0.4ポイント低下)

○申請免除者等(若年納付猶予者を除く)による影響 (約0.3ポイント低下)

○その他 (約0.3ポイント低下)

⑥ 都道府県別の納付状況

平成18年度中に納付された現年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率は、多くの都道府県で低下している。(第II-35表)。

第II-35表 都道府県別の納付状況

都道府県	平成18年度分 (現年度分)					過年度の納付率及び伸び				
	納付対象 月数 (千月)	対前年度比 (%)	納付月数 (千月)	対前年度比 (%)	納付率(%)	対前年度差 (%)	平成17年度分 (前年度分)	平成16年度分 (前々年度分)		
							納付率(%)	対前年度伸び(%)	納付率(%)	
北海道	7,342	0.9	4,868	△ 3.3	66.3	△ 2.9	72.9	3.7	69.8	1.4
青森県	2,352	△ 2.3	1,502	△ 4.7	63.9	△ 1.6	69.0	3.6	66.7	1.6
岩手県	1,931	△ 2.8	1,444	△ 2.7	74.8	0.1	78.9	4.2	76.1	2.4
宮城县	3,568	△ 2.3	2,322	△ 3.7	65.1	△ 0.9	69.6	3.6	69.6	1.6
秋田県	1,548	△ 3.9	1,208	△ 3.0	78.0	0.7	81.3	4.0	78.0	2.0
山形県	1,690	△ 4.3	1,280	△ 3.8	75.7	0.4	79.0	3.6	77.1	2.1
福島県	2,892	△ 2.3	1,959	△ 1.7	67.7	0.4	72.2	4.9	67.9	1.8
茨城県	5,111	△ 2.8	3,211	△ 4.3	62.8	△ 1.0	66.7	2.9	65.5	1.6
栃木県	3,293	△ 3.3	2,109	△ 3.1	64.0	0.2	66.7	2.8	65.2	1.9
群馬県	3,310	△ 2.7	2,307	△ 3.0	69.7	△ 0.3	73.1	3.1	71.3	1.6
埼玉県	11,341	△ 2.4	7,169	△ 3.9	63.2	△ 0.9	67.9	3.7	66.7	2.0
千葉県	9,826	△ 2.6	6,251	△ 3.8	63.6	△ 0.8	67.5	3.0	66.1	2.1
東京都	22,493	△ 1.6	13,758	△ 1.8	61.2	△ 0.1	65.3	4.0	64.6	2.8
神奈川県	13,203	△ 2.3	8,533	△ 2.9	64.6	△ 0.4	68.4	3.3	67.9	2.2
新潟県	3,153	△ 0.4	2,459	△ 2.4	78.0	△ 1.6	82.8	3.2	79.8	1.3
富山县	1,387	△ 2.7	1,049	△ 2.9	75.6	△ 0.2	79.0	3.2	77.7	2.0
石川県	1,603	△ 2.9	1,220	△ 3.0	76.1	△ 0.1	79.1	3.0	75.2	1.6
福井県	1,043	△ 2.4	809	△ 2.6	77.6	△ 0.2	79.9	2.1	77.9	1.7
山梨県	1,361	△ 4.0	996	△ 1.9	73.2	1.5	75.4	3.7	70.2	1.9
長野県	2,970	△ 1.7	2,281	△ 3.3	76.8	△ 1.3	80.9	2.8	78.9	1.9
岐阜県	3,138	△ 2.2	2,383	△ 3.0	76.0	△ 0.6	79.4	2.8	75.8	1.5
静岡県	5,565	△ 1.6	3,939	△ 3.3	70.8	△ 1.3	75.1	3.0	73.3	1.4
愛知県	10,660	△ 1.9	7,322	△ 2.5	68.7	△ 0.5	72.1	2.9	69.7	1.6
三重県	2,630	△ 3.2	1,931	△ 2.8	73.4	0.3	76.9	3.8	74.8	1.8
滋賀県	1,825	△ 0.7	1,324	△ 3.4	72.6	△ 2.0	77.2	2.6	73.6	1.6
京都府	3,834	△ 2.0	2,507	△ 2.8	65.4	△ 0.6	69.6	3.7	66.8	2.0
大阪府	12,985	△ 2.9	7,427	△ 4.2	57.2	△ 0.8	62.4	4.4	59.3	2.3
兵庫県	7,403	△ 1.8	4,863	△ 3.4	65.7	△ 1.1	70.9	4.1	65.7	2.1
奈良県	2,029	△ 3.2	1,415	△ 3.1	69.7	0.0	72.9	3.3	69.0	1.8
和歌山县	1,628	△ 2.5	1,173	△ 2.3	72.0	0.2	74.8	3.0	71.3	1.5
鳥取県	715	△ 0.8	541	△ 1.4	75.7	△ 0.4	79.3	3.2	74.4	1.6
島根県	818	△ 1.9	651	△ 2.5	79.6	△ 0.5	82.9	2.8	80.5	1.7
岡山県	2,263	△ 0.8	1,572	△ 2.9	69.5	△ 1.5	74.2	3.2	72.0	2.0
広島県	3,709	△ 2.0	2,574	△ 3.4	69.4	△ 1.0	73.5	3.1	70.8	1.8
山口県	1,776	△ 3.0	1,298	△ 2.9	73.1	0.0	76.2	3.2	72.1	1.6
徳島県	1,037	△ 0.4	726	△ 2.3	70.0	△ 1.4	74.4	3.0	70.0	1.5
香川県	1,232	△ 1.2	945	△ 2.5	76.7	△ 1.0	80.4	2.7	77.7	1.7
愛媛県	1,897	△ 0.4	1,435	△ 3.5	75.6	△ 2.4	80.6	2.6	76.6	1.0
高知県	1,044	1.7	740	△ 2.9	70.9	△ 3.3	77.5	3.2	72.7	2.0
福岡県	6,137	△ 0.7	4,080	△ 3.9	66.5	△ 2.2	71.8	3.1	65.2	1.8
佐賀県	1,192	△ 2.4	849	△ 2.8	71.2	△ 0.2	74.9	3.4	72.0	1.8
長崎県	2,121	△ 2.3	1,324	△ 3.7	62.4	△ 0.9	68.7	5.3	62.9	1.3
熊本県	2,766	△ 0.3	1,857	△ 4.2	67.1	△ 2.7	73.4	3.5	71.7	1.8
大分県	1,355	△ 3.2	936	△ 2.9	69.1	0.2	72.0	3.2	68.6	1.9
宮崎県	1,676	△ 1.6	1,078	△ 2.4	64.3	△ 0.5	68.1	3.2	64.2	2.0
鹿児島県	2,073	△ 0.5	1,384	△ 2.9	66.7	△ 1.7	71.9	3.5	68.6	1.8
沖縄県	2,088	6.9	953	△ 2.2	45.7	△ 4.2	56.6	6.7	50.9	2.2
全国	187,011	△ 1.9	123,961	△ 3.1	66.3	△ 0.8	70.7	3.6	68.2	2.0

(2) 受給（権）者数

新法の国民年金の給付は、全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）と第1号被保険者の独自給付である付加年金、寡婦年金、死亡一時金、特別一時金及び脱退一時金となっている。なお、旧法の福祉年金は、昭和61年4月に障害福祉年金が障害基礎年金に、母子福祉年金及び準母子福祉年金が遺族基礎年金に裁定替えされ、老齢福祉年金のみが引き続き支

給されている。

① 受給者数

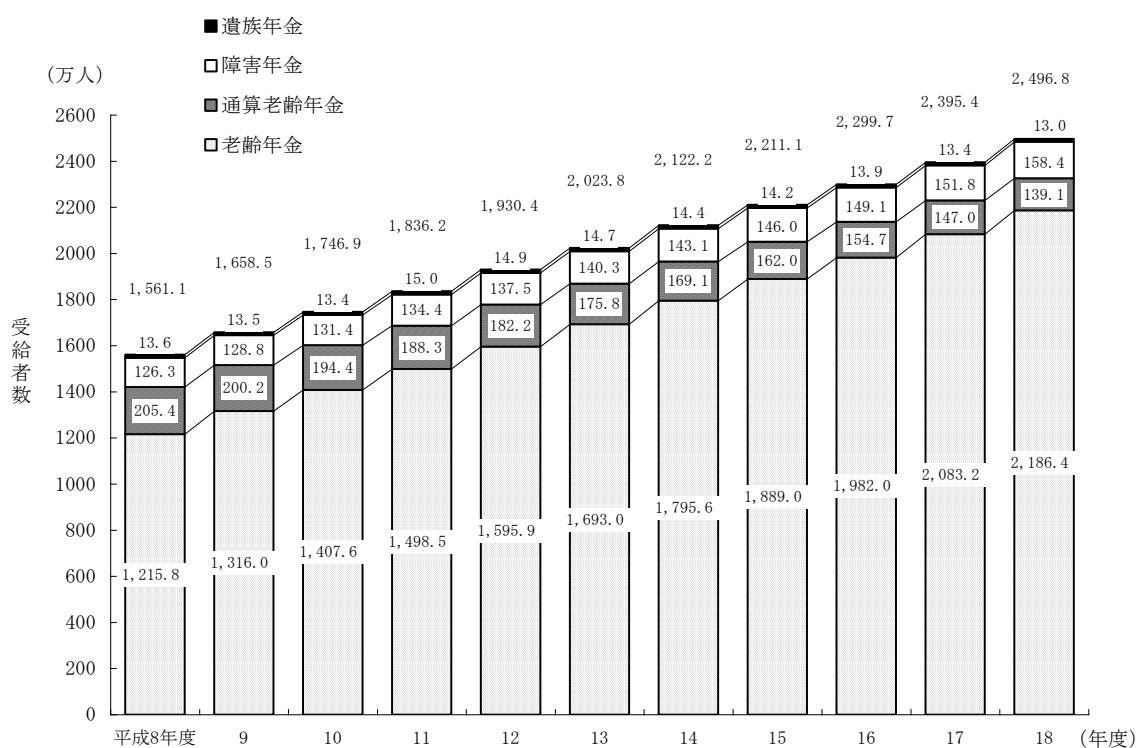
平成18年度末現在における国民年金（老齢福祉年金を含まない。）の受給者数は2,497万人で、旧法拠出制年金の受給者が426万人（17.1%）、基礎年金受給者が2,071万人（82.9%）となっている。前年度末と比べると、受給者全体では101万人（4.2%）の増加、旧法・新法別にみると、旧法拠

第II-36表 国民年金 受給者数(平成18年度末現在)

	旧法拠出制年金		基礎年金		合計		(再)基礎のみ・旧国年	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老齢年金	2,736	64.3	19,128	92.4	21,864	87.6	9,030	76.0
5年年金以外	2,661	62.5	19,128	92.4	21,788	87.3	8,955	75.4
繰上げ分	1,800	42.3	3,294	15.9	5,094	20.4	4,252	35.8
本來分	855	20.1	15,650	75.6	16,505	66.1	4,617	38.9
繰下げ分	6	0.1	183	0.9	189	0.8	86	0.7
5年年金	75	1.8	•	•	75	0.3	75	0.6
通算老齢年金	1,391	32.7	•	•	1,391	5.6	1,391	11.7
障害年金	110	2.6	1,474	7.1	1,584	6.3	1,398	11.8
遺族年金	20	0.5	109	0.5	130	0.5	54	0.5
合計	4,257	100.0	20,711	100.0	24,968	100.0	11,874	100.0

注 「基礎のみ・旧国年」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

第II-21図 国民年金 受給者数の推移(年度末現在)



第II-37表 国民年金 受給者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年 度	合 計	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金	(再)基礎年金		(再)基礎年金	(再)基礎年金	(再)基礎年金	(再)基礎年金
平成8年度	15,611	8,067	12,158	6,896	2,054	1,263	1,071	136
9	16,585	9,357	13,160	8,149	2,002	1,288	1,107	135
10	17,469	10,576	14,076	9,331	1,944	1,314	1,143	134
11	18,362	11,808	14,985	10,505	1,883	1,344	1,183	150
12	19,304	13,070	15,959	11,729	1,822	1,375	1,222	149
13	20,238	14,332	16,930	12,954	1,758	1,403	1,259	147
14	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130
								109

出制年金が32万人(7.0%)の減少であるのに対し、基礎年金が133万人(6.9%)の増加となっている。

受給者の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が2,186万人(受給者の87.6%)、通算老齢年金(旧法)が139万人(同5.6%)、障害年金が158万人(同6.3%)、遺族年金が13万人(同0.5%)となっている(第II-36表、第II-21図)。前年度末と比較すると、老齢年金が103万人(5.0%)、障害年金が7万人(4.3%)の増加となっているが、通算老齢年金(旧法)が8万人(5.3%)、遺族年金が5千人(3.4%)の減少となっている(第II-37表)。

(旧法拠出制)

平成18年度末における旧法拠出制の受給者は426万人で、この内訳は、老齢年金が274万人(64.3%)、通算老齢年金が139万人(32.7%)、障害年金が11万人(2.6%)、遺族年金(母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計)が2万人(0.5%)となっている。

平成18年度末における老齢年金受給者のうち、5年年金(国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50~54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金)の受給者は8万人(老齢年金受給者の2.7%)となっている。また、5年年金以外の一般年金の受給者は266万人(同97.3%)となっている。

(基礎年金)

平成18年度末現在における基礎年金の受給者は2,071万人で、この内訳は老齢基礎年金が1,913万人(92.4%)、障害基礎年金が147万人(7.1%)、遺族基礎年金が11万人(0.5%)となっている。平

成3年度からは65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生しているため、老齢基礎年金受給者数にはこれらの者を含んでいる。

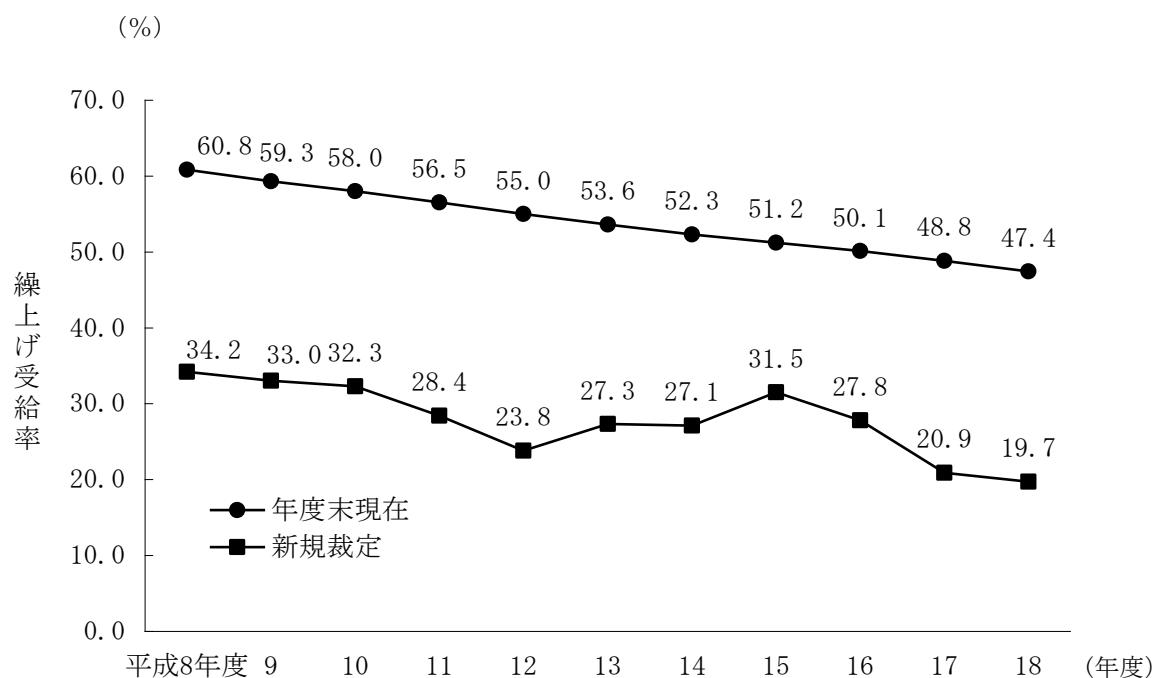
平成18年度末現在における基礎年金の受給者を前年度末と比べてみると、老齢基礎年金が127万人(7.1%)、障害基礎年金が7万人(4.9%)の増加、遺族基礎年金が3千人(2.5%)の減少となっている。

② 老齢年金の繰上げ受給の状況

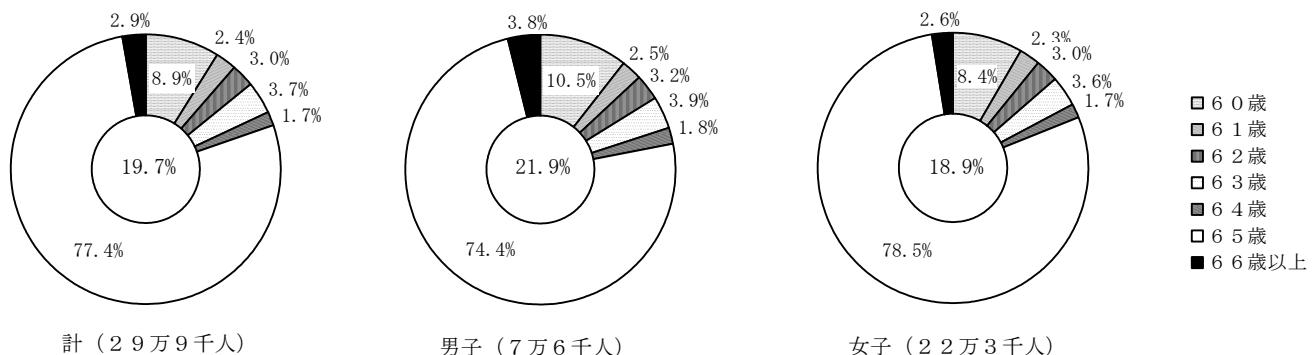
国民年金の老齢年金は65歳からの受給が原則であるが、本人の希望により60~64歳に繰り上げて受給することができる。繰上げ受給率は、老齢年金の受給権者(旧法拠出制の老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。なお、繰上げ受給のない5年年金を除き、新法については、平成3年度以降は老齢厚生年金(旧共済組合を除く)を併給していない「基礎のみ受給権者」に限定。以下本節で同じ。)に対して算出している。これは、平成3年度以降、かつて厚生年金保険の被保険者であった老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達し、新たに1階部分の老齢基礎年金を併給することとなったため、それ以前の国民年金に係る統計との時系列比較を行うためのものである(第II-42表)。

平成18年度に新規裁定された老齢年金受給権者(累計で30万人)のうち、繰上げ受給している者は6万人で、繰上げ受給率は19.7%となっている。平成18年度末現在の老齢年金受給権者全体(902万人)のうち、繰上げ受給している者は428万人で、繰上げ受給率は47.4%となっている。

第II-22図 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移



第II-24図 国民年金 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成18年度末現在）



第II-22図は老齢年金の繰上げ受給率の年次推移をしたものである。新規裁定者の繰上げ受給率は近年低下してきたが、平成13年度から従来の繰上げ支給の仕組みが見直されたことに伴い、平成13年度から平成15年度までは繰上げ受給率が上昇した。平成16年度以降は、ふたたび低下に転じている。

第II-23図は平成18年度の新規裁定者のうち、基礎のみ受給権者について年金受給開始の年齢別割合をしたものである。繰上げ受給率は19.7%（男子21.9%、女子18.9%）であり、60歳で受給を開始したものは8.9%（男子10.5%、女子8.4%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始した

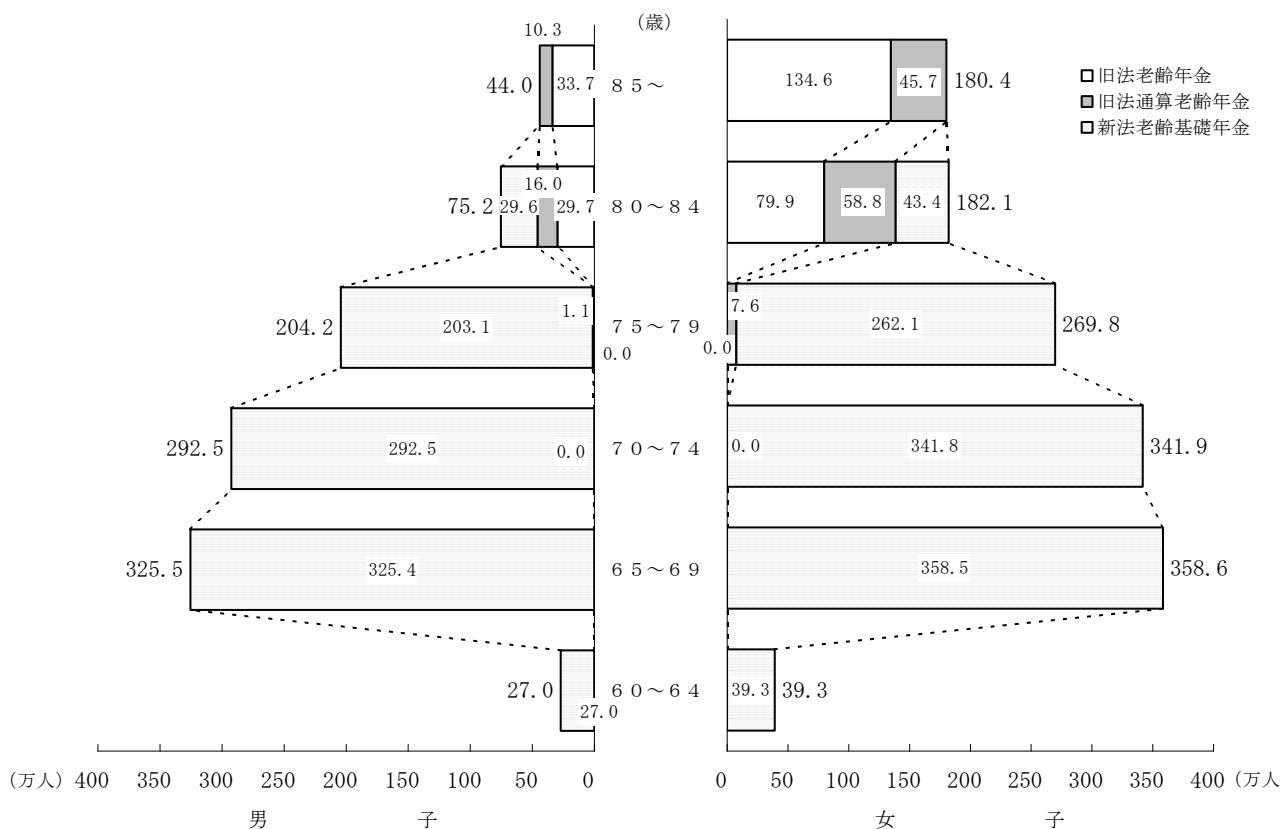
ものは77.4%（男子74.4%、女子78.5%）となっている。

③ 老齢給付年齢階級別受給権者数

平成18年度末現在の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ。）の受給権者数は2,340万人（男子968万人、女子1,372万人）である。受給権者の年齢別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ325万人、359万人となっている（第II-24図）。

なお、5年年金受給権者数は8万人であり、すべて96歳以上となっている。

第II-23図 国民年金 老齢年金受給権発生時年齢別受給権者数
(平成18年度新規裁定)



④ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成18年度末現在における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は第II-25図のとおりである。男女とも5年以上6年未満及び10年以上11年未満がその前後に比べて高くなっているのは、それぞれ5年年金及び10年年金の受給権者を反映したものである。

老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が30年9か月、女子が24年11か月である。

老齢給付の平成18年度新規裁定者は36万人で、その被保険者期間別分布は第II-26図のとおりである。被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者である。

(3) 年金額

① 年金総額

平成18年度末現在における国民年金の受給者の年金総額は15兆8,168億円で、この内訳は旧法拠出

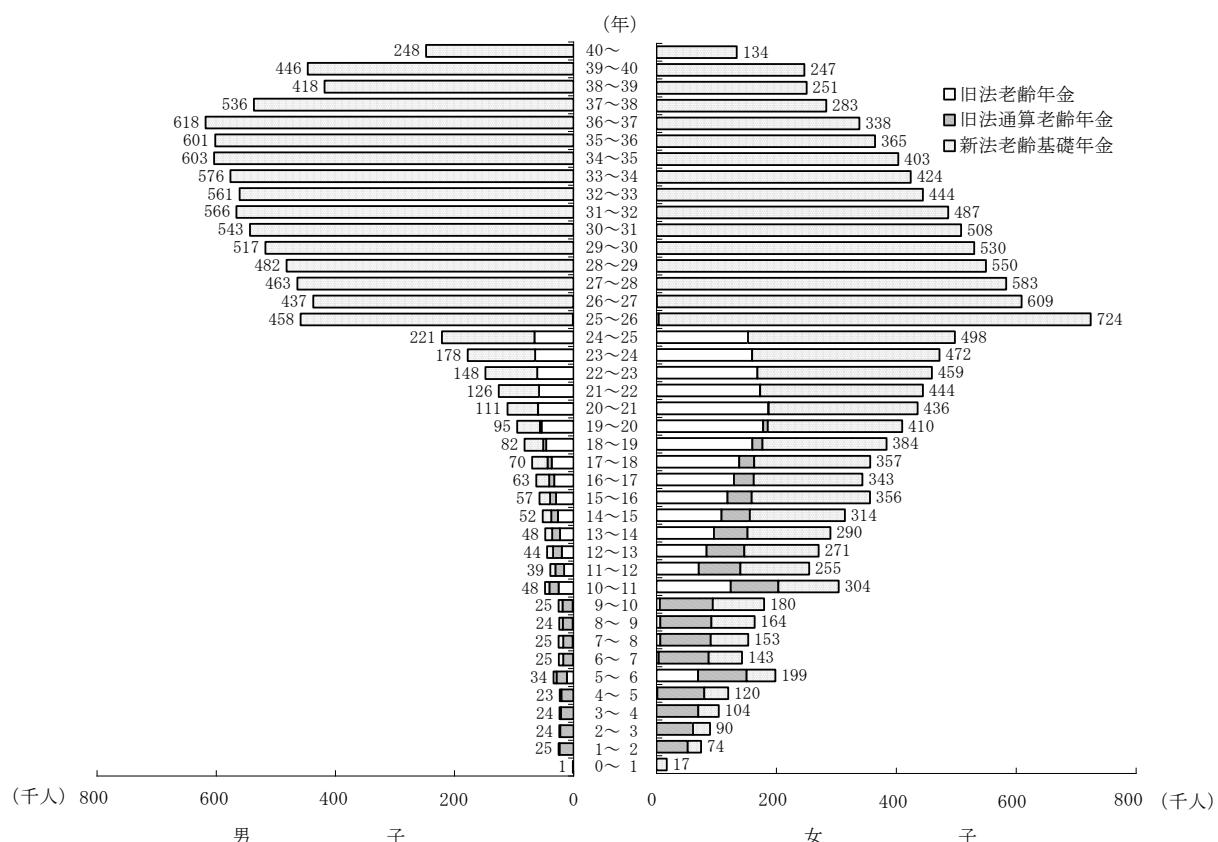
制年金が1兆7,076億円(10.8%)、基礎年金が14兆1,092億円(89.2%)となっている。前年度末と比べると、全体では7,487億円(5.0%)の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が13兆9,706億円(年金総額の88.3%)を占め、通算老齢年金が3,044億円(同1.9%)、障害年金が1兆4,139億円(同8.9%)、遺族年金が1,278億円(同0.8%)となっている(第II-38表)。受給者の年金総額の推移を年金の種別別にみると、対前年度末と比較して老齢年金が7,184億円(5.4%)の増加、通算老齢年金が163億円(5.1%)の減少、障害年金が512億円(3.8%)の増加、遺族年金が46億円(3.5%)の減少となっている(第II-39表、第II-27図)。

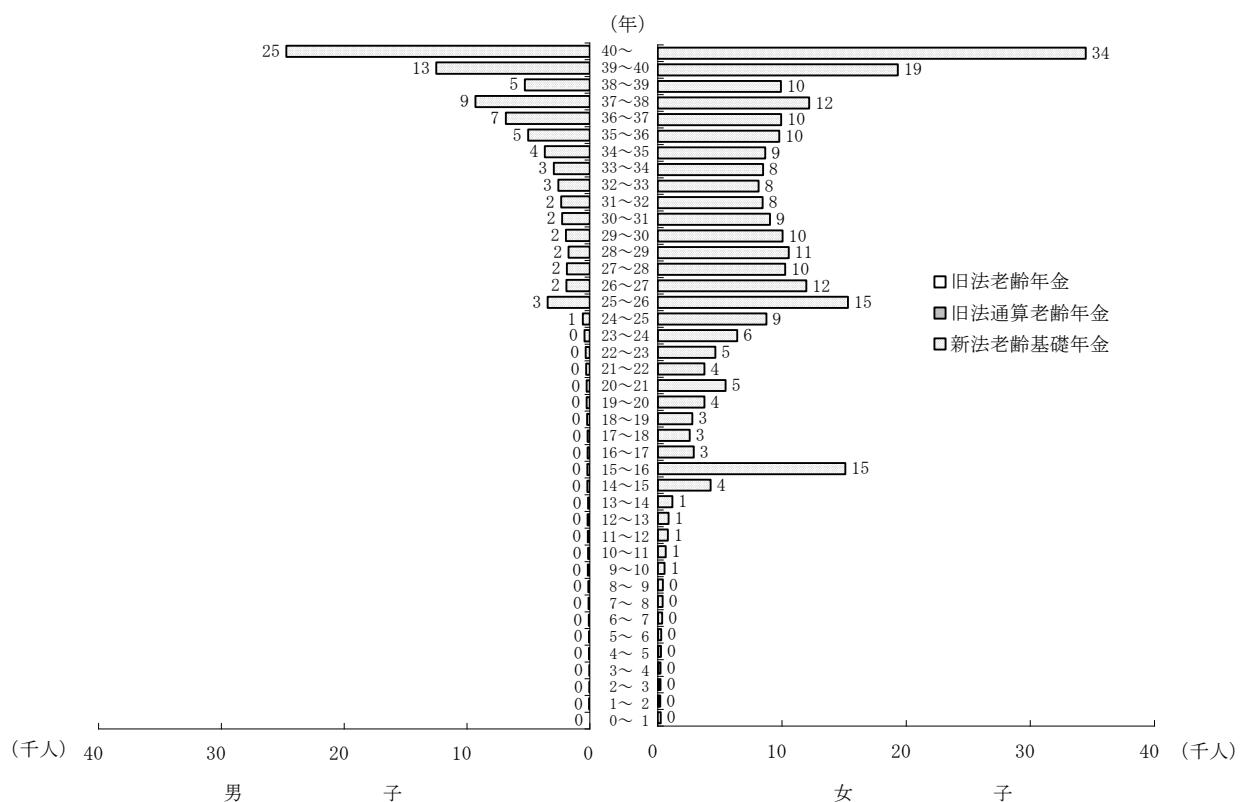
(旧法拠出制)

平成18年度末現在における旧法拠出制の受給者の年金総額は1兆7,076億円(対前年度末1,308億円減)で、この内訳は老齢年金が1兆2,954億円(旧法拠出制の年金総額の75.9%)、通算老齢年金が3,044億円(同17.8%)、障害年金が981億円(同5.7%)、遺族年金が97億円(同0.6%)となっている。

第Ⅱ-25図 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成18年度末現在）



第Ⅱ-26図 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成18年度新規裁定）



(基礎年金)

平成18年度末現在における基礎年金の受給者の年金総額は14兆1,092億円（対前年度末8,795億円増）で、この内訳は老齢基礎年金が12兆6,753億円（基礎年金の年金総額の89.8%）、障害基礎年金が1兆3,157億円（同9.3%）、遺族基礎年金が1,182億円（同0.8%）となっている。

② 平均年金月額

平成18年度末現在の国民年金受給者の1人当たり平均年金月額は、老齢年金が5万3千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万4千円、遺族年金が8万2千円となっている（第II-40表、第II-41表）。

老齢年金の受給者の平均年金月額をみると、繰上げ分が3万8千円、本来分が5万8千円、繰下げ分が7万8千円となっている。

(4) 収支状況

平成18年度決算における国民年金特別会計国民年金勘定の収支状況は、収入総額は5兆9,165億円、支出総額は6兆358億円で、収支差△1,194億円を積立金から補足することとした。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融資改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

平成18年度末現在の積立金は業務勘定からの繰入額169億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約8.8兆円となっている。

第II-38表 国民年金 受給者年金総額（平成18年度末現在）

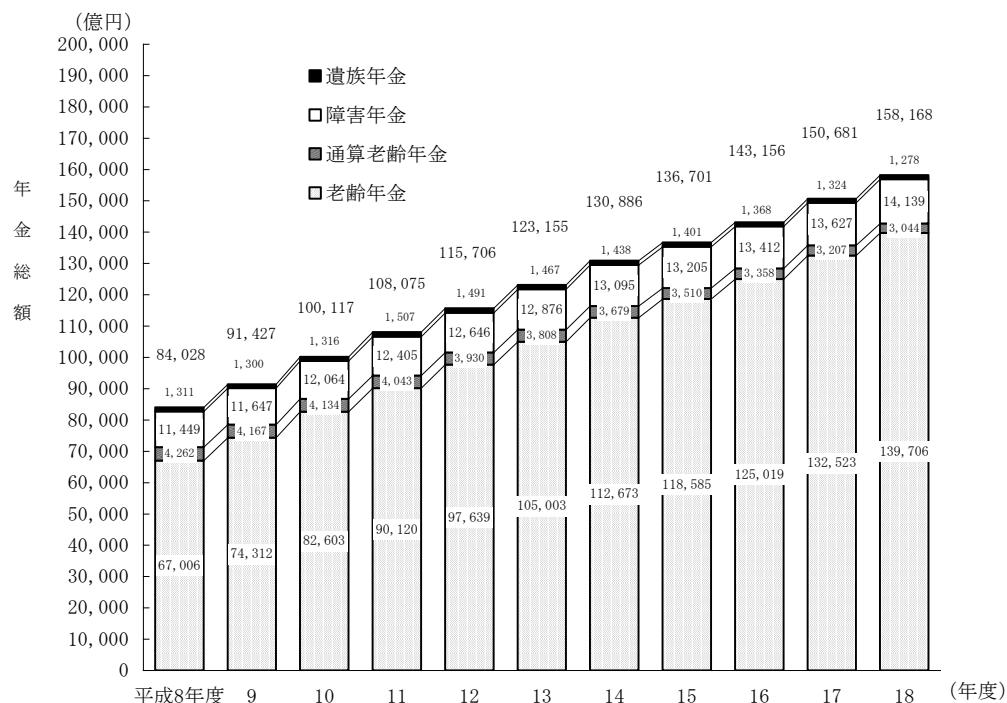
	旧法拠出制年金		基礎年金		合計		(再) 基礎のみ・旧国年	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老齢年金	12,954	75.9	126,753	89.8	139,706	88.3	51,568	76.3
5年年金以外	12,646	74.1	126,753	89.8	139,399	88.1	51,261	75.8
繰上げ分	7,383	43.2	15,804	11.2	23,187	14.7	19,411	28.7
本来分	5,205	30.5	109,246	77.4	114,451	72.4	31,061	46.0
繰下げ分	58	0.3	1,703	1.2	1,761	1.1	789	1.2
5年年金	308	1.8	•	•	308	0.2	308	0.5
通算老齢年金	3,044	17.8	•	•	3,044	1.9	3,044	4.5
障害年金	981	5.7	13,157	9.3	14,139	8.9	12,521	18.5
遺族年金	97	0.6	1,182	0.8	1,278	0.8	453	0.7
合計	17,076	100.0	141,092	100.0	158,168	100.0	67,587	100.0

注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険（旧共済を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

第II-39表 国民年金 給付の種別別受給者年金総額の推移（年度末現在）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金	障害年金		遺族年金	
	(再) 基礎年金	(再) 基礎年金	(再) 基礎年金	(再) 基礎年金		(再) 基礎年金	(再) 基礎年金	(再) 基礎年金	(再) 基礎年金
平成8年度	84,028	53,948	67,006	43,116	4,262	11,449	9,744	1,311	1,088
9	91,427	62,640	74,312	51,506	4,167	11,647	10,033	1,300	1,100
10	100,117	72,208	82,603	60,560	4,134	12,064	10,513	1,316	1,134
11	108,075	81,393	90,120	69,132	4,043	12,405	10,933	1,507	1,328
12	115,706	90,343	97,639	77,757	3,930	12,646	11,254	1,491	1,331
13	123,155	99,137	105,003	86,254	3,808	12,876	11,563	1,467	1,320
14	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182

第II-27図 国民年金 受給者年金総額の推移（年度末現在）



第II-40表 国民年金 受給者の平均年金月額（平成18年度末現在）

(単位：円)

	旧法拠出制年金	基礎年金	合 計	(再) 基礎のみ ・旧国年
老 齢 年 金	39,458	55,222	53,249	47,587
5 年 年 金 以 外	39,608	55,222	53,315	47,700
繰 上 げ 分	34,175	39,981	37,929	38,041
本 来 分	50,747	58,170	57,786	56,065
繰 下 げ 分	85,190	77,369	77,604	76,101
5 年 年 金	34,133	•	34,133	34,133
通 算 老 齢 年 金	18,232	•	18,232	18,232
障 害 年 金	74,437	74,397	74,400	74,618
遺 族 年 金	39,841	90,081	82,233	69,866
合 計	33,425	56,770	52,790	47,432

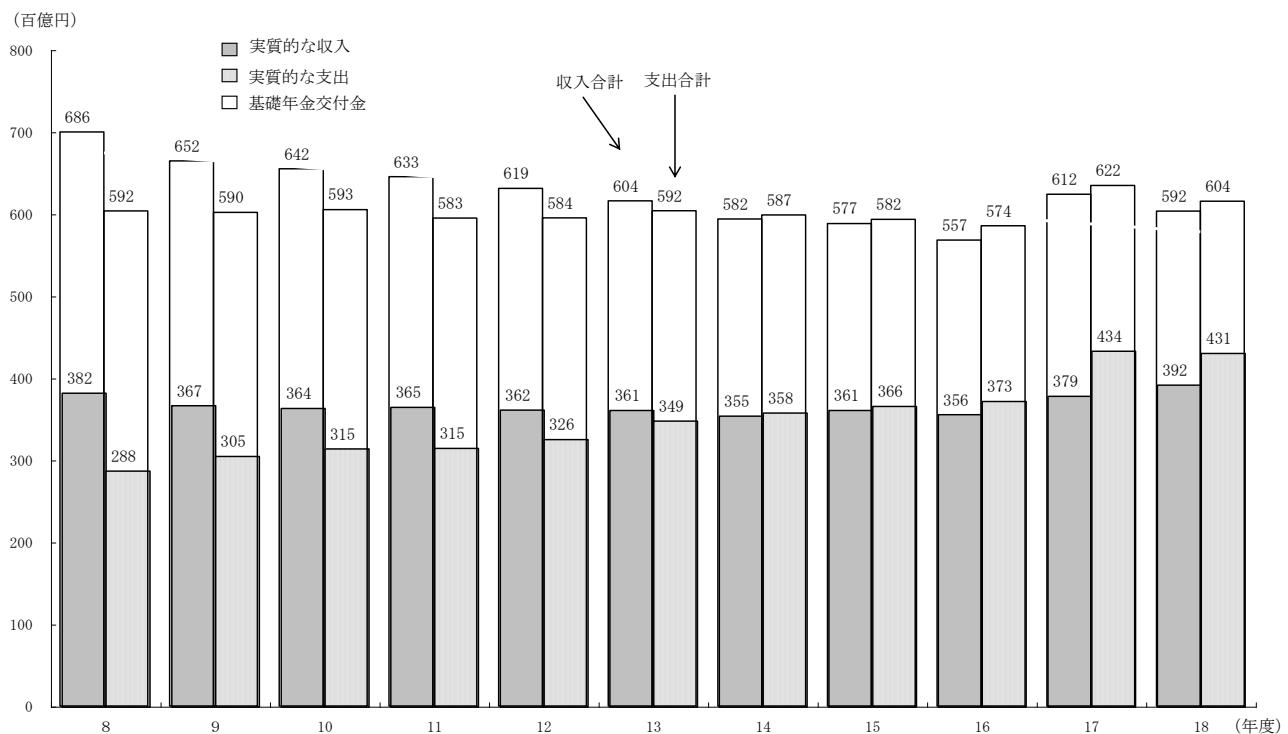
注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

第II-41表 国民年金 受給者の平均年金月額の推移（年度末現在）

(単位：円)

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再) 基礎年金	(再) 基礎年金		(再) 基礎年金	(再) 基礎年金	(再) 基礎年金	(再) 基礎年金
平成8年度	45,928	52,103	17,291	75,548	75,793	80,296	90,535
9	47,058	52,674	17,348	75,335	75,535	80,218	90,523
10	48,902	54,087	17,724	76,484	76,649	81,757	92,081
11	50,118	54,839	17,899	76,888	77,030	83,444	92,595
12	50,984	55,247	17,975	76,666	76,772	83,502	92,527
13	51,684	55,489	18,053	76,455	76,536	83,384	92,444
14	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081

第II-28図 国民年金勘定収支状況の推移（年度末現在）



なお、年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成18年度末の時価ベースの積立金額は、約9.4兆円である。また、平均利回りについては、平成18年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、1.78%であり、平成18年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、3.07%である。

収入のうち、保険料収入は1兆9,038億円、一般会計からの受入は1兆7,971億円であり、支出のうち国民年金給付費は1兆8,149億円である。また、国民年金勘定から基礎年金勘定への拠出金は4兆1,002億円であり、基礎年金勘定からの交付金は1兆7,108億円である。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆9,228億円、実質的な支出総額が4兆3,082億円となっている（第II-28図）。

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

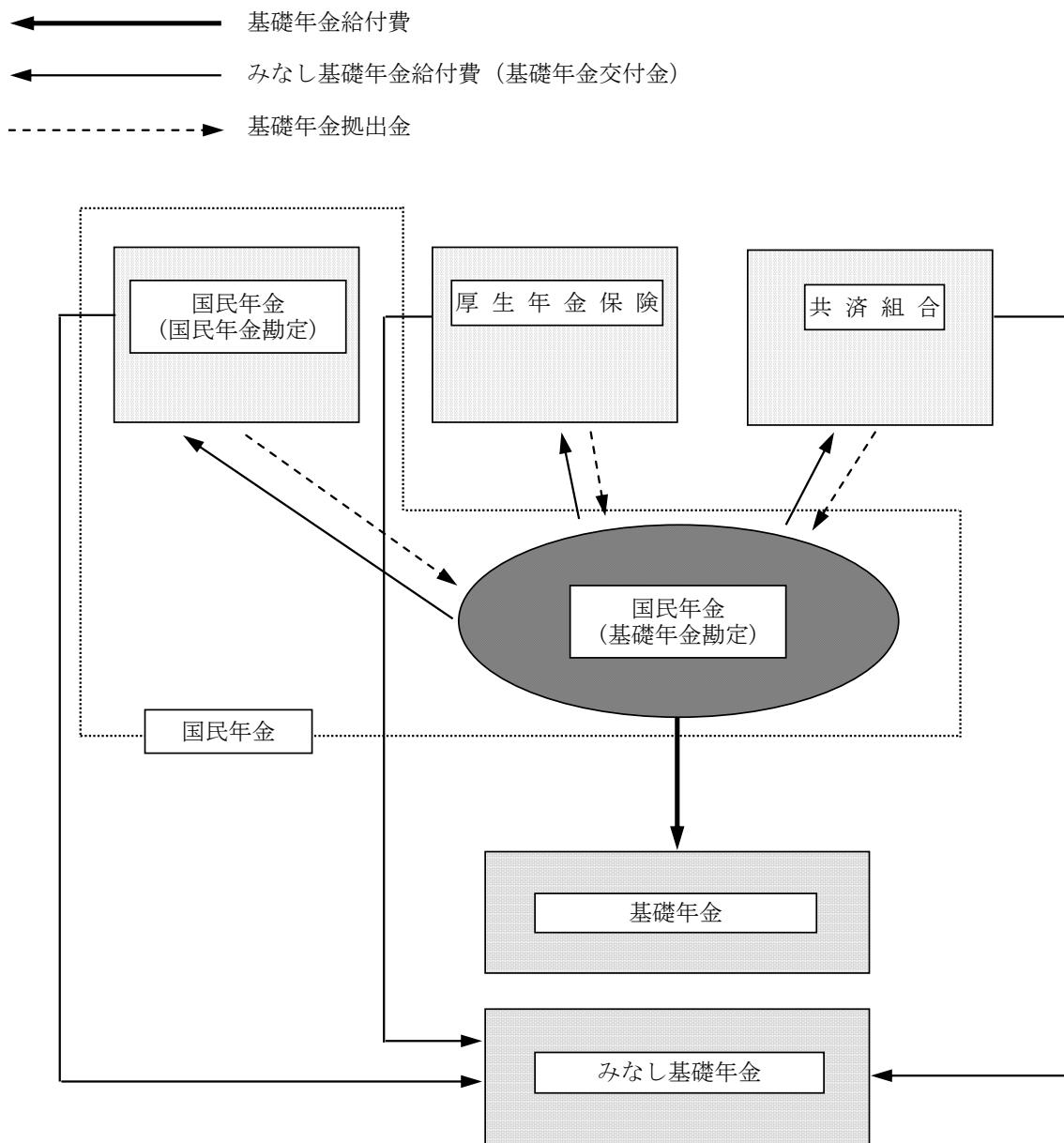
昭和60年の改正により、国民年金は全国民に共通の基礎年金を給付する制度に発展し、厚生年金保険、共済組合の被用者年金制度を、報酬比例の年金を支給する「基礎年金に上乗せ」の制度とし

て位置づけることとなった。基礎年金の給付に要する費用については、国民年金の被保険者全体で公平に負担していくとの見地から、毎年度の基礎年金の給付に要する費用をその年度における被保険者の総数で頭割りして負担することとされている。

基礎年金の給付に要する費用には、昭和60年改正後の新国民年金法による基礎年金給付費のほか、改正前の旧国民年金法による給付や旧被用者年金各法による基礎年金に相当する部分の費用（みなし基礎年金給付費）が含まれる。

この基礎年金の給付に要する費用から特別国庫負担（保険料免除期間に係る給付費等）分を差し引いた保険料・拠出金算定対象額を、国民年金及び厚生年金保険の管掌者たる政府と年金保険者たる共済組合等で負担することとなっている。具体的には、各制度の被保険者（組合員）数（第3号被保険者については扶養者である第2号被保険者が加入する被用者年金制度に含め、第2号被保険者数は20歳以上60歳未満の者の数とする。）の割合（拠出金按分率）により按分した額を基礎年金拠出金（国民年金については特別国庫負担分を加算した額）として、国民年金は国民年金特別会計国民年金勘定から、厚生年金保険は厚生年金特別会計年金勘定から、それぞれ国民年金特別会計基

第II-29図 基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費



基礎年金勘定へ繰り入れ、各共済組合からは基礎年金勘定へ拠出する形で費用負担する仕組みとなっている。

基礎年金の給付に要する費用負担は、当該年度の給付費をその年度の基礎年金拠出金によりすべて賄うという完全賦課方式の考え方に基づくものであるが、基礎年金拠出金の確定は、給付費や被保険者数等の確定が前提にあるため、当該年度中に基礎年金拠出金の確定額を拠出・繰入することは実務上不可能である。このため、当該年度中は見込み額による拠出・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

一方、年金給付については、基礎年金が国民年金制度（基礎年金勘定）から受給者に支払われ、みなし基礎年金については基礎年金勘定から各公的年金制度に基礎年金交付金として交付・繰入し各制度から独自給付と併せて受給者に支払われる形となっている（第II-29図）。

基礎年金交付金についても、基礎年金拠出金と同様、当該年度中は見込み額による交付・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

平成18年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、17兆4,536億円であり、そのうち特別国庫

第II-42表 基礎年金の給付に要する費用の状況

		平成9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
費用負担	総額	121,639	129,066	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536
	特別国庫負担分除く（再掲）	116,751	124,124	130,787	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862
	国民年金	28,507	29,937	31,717	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151
	特別国庫負担分除く（再掲）	23,619	24,995	26,848	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477
	厚生年金保険	79,669	84,991	89,002	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991
	共済組合等	13,463	14,137	14,937	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395
	国家公務員共済組合連合会	2,945	3,144	3,329	3,569	3,719	3,915	4,009	4,087	4,190	4,300
	地方公務員共済組合連合会	8,216	8,786	9,280	9,705	10,088	10,635	10,905	11,074	11,300	11,571
	日本私立学校振興・共済事業団	912	984	1,047	1,116	1,175	1,259	1,319	1,376	1,443	1,524
	農林漁業団体職員共済組合	1,164	1,224	1,281	1,338	1,380	242	·	·	·	·
年額	日本鉄道共済組合	98	·	·	·	·	·	·	·	·	·
	日本電信電話共済組合	117	·	·	·	·	·	·	·	·	·
	日本たばこ産業共済組合	11	·	·	·	·	·	·	·	·	·
	拠出金単価（月額）（円）	15,765	16,988	18,024	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626
	総額	121,639	129,066	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536
	基礎年金給付費	57,644	67,077	76,105	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883
	みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）	63,995	61,989	59,551	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653
	国民年金	29,018	28,132	26,941	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197
	厚生年金保険	26,451	25,804	24,750	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395
	共済組合等	8,527	8,054	7,860	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061
	国家公務員共済組合連合会	2,184	2,178	2,128	2,077	2,004	1,925	1,825	1,729	1,638	1,543
	地方公務員共済組合連合会	5,079	5,033	4,916	4,724	4,509	4,325	4,026	3,770	3,563	3,350
	日本私立学校振興・共済事業団	276	265	253	239	228	218	204	192	180	168
	農林漁業団体職員共済組合	587	577	562	547	527	87	·	·	·	·
年額	日本鉄道共済組合	312	·	·	·	·	·	·	·	·	·
	日本電信電話共済組合	72	·	·	·	·	·	·	·	·	·
	日本たばこ産業共済組合	18	·	·	·	·	·	·	·	·	·

注1. 基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の3分の1は国庫負担となっている。ただし、平成16年度はそのほかに、16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分等が充当されており、17年度は年金課税の見直しによる増収分等及び平成17年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分が充当されている。
 2. 上表のほか、各被用者年金制度に係る特別国庫負担分250億円（平成17年度）があり、基礎年金の給付に相当するものとして各被用者年金制度から給付されている。
 3. 保険料相当額（月額）は、平成16年度では拠出金単価（月額）×2/3から年金課税の見直しによる増収分を財源とした国庫負担等の分が除かれており、17年度では拠出金単価（月額）×2/3から年金課税の見直しによる増収分及び定率減税の見直しによる増収分を財源とした国庫負担等の分が除かれている。
 （平成17年度の保険料相当額は14,905円）

負担分が4,674億円となっており、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が13兆4,883億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が3兆9,653億円となっている（第II-42表）。

なお、平成18年度の拠出金按分率は、国民年金が0.192、厚生年金保険が0.706、共済組合が0.102となっている（第II-43表）。

また、基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の3分の1は国庫負担となっているが、平成16年度から平成21年度までに2分の1へ段階的に引き上げることとなっている。

5. 福祉年金

昭和61年4月に従来の障害福祉年金は障害基礎年金に、母子及び準母子福祉年金は遺族基礎年金に裁定替えされ、福祉年金は老齢福祉年金だけが残っている。

平成18年度末現在における老齢福祉年金の受給

者数は2万人で、前年度末に比べて1万人（28.7%）の減少、年金総額は98億円で、前年度末に比べて40億円（28.9%）の減少となっている。平成18年度の新規裁定者（受給権者）は13人となっている（第II-30図、第II-31図）。

6. 船員保険（新法職務上）

昭和61年4月に船員保険の職務外年金は厚生年金保険に統合され、船員保険には職務上の障害遺族年金の給付のみが残っている。

平成18年度末現在における船員保険の新法職務上年金の受給者数は、障害年金が519人、遺族年金が1,639人で合計2,158人であり、受給者の年金総額は、障害年金が11億2,247万円、遺族年金は33億6,622万円で合計44億8,870万円となっている。

受給者1人当たりの平均年金月額は、障害年金が18万円、遺族年金が17万1千円となっている。

第II-43表 基礎年金拠出金算定内訳

(平成18年度)

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	国家公務員 共済組合連 合会	地方公務員 共済組合連 合会	日本私立学 校振興・共 済事業団
基礎年金拠出金(億円)	169,862	32,477	119,991	17,395	4,300	11,571	1,524
拠出金按分率	1.000	0.192	0.706	0.102	0.025	0.068	0.009
拠出金算定対象者数(万人)	5,748	1,099	4,060	589	145	392	52
(再掲) 第3号被保険者数(万人)	1,077	•	934	142	41	91	10

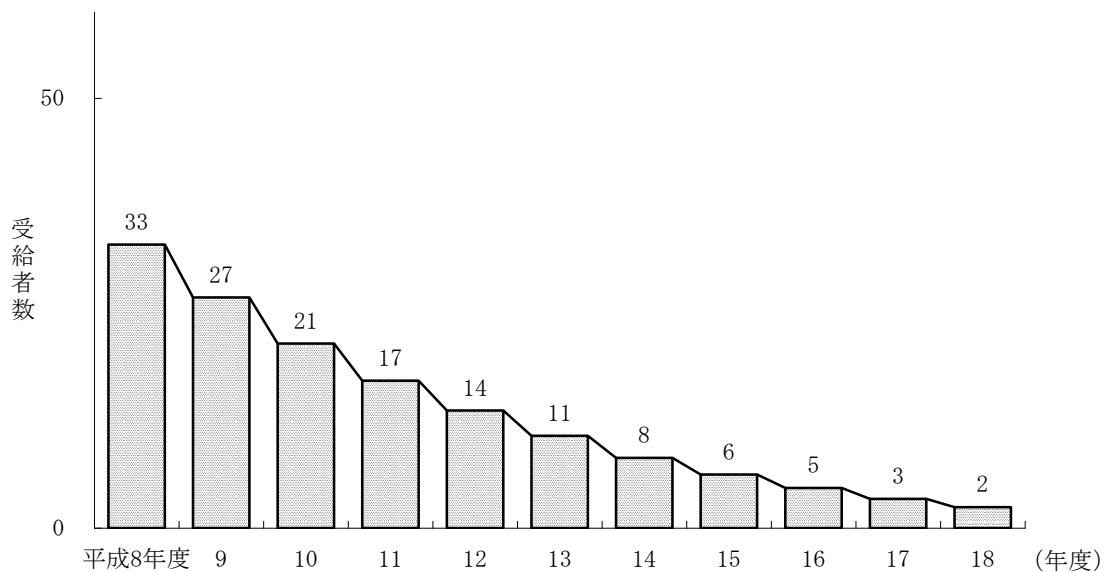
注 1. 国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

2. 国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

3. 端数整理のため、合計が一部不一致である。

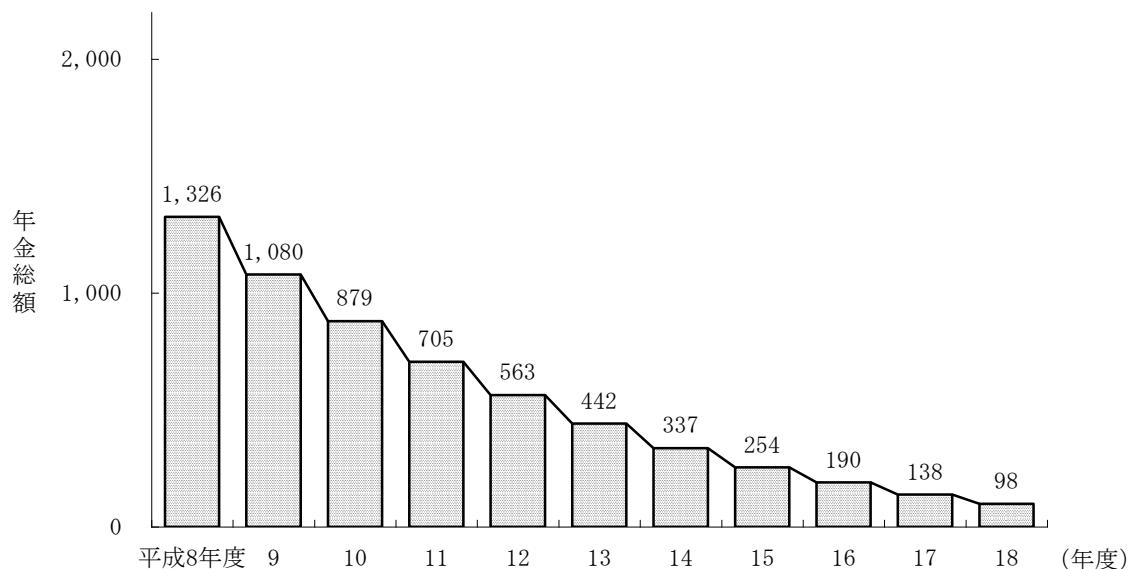
第II-30図 老齢福祉年金受給者数の推移（年度末現在）

(万人)



第II-31図 老齢福祉年金受給者年金総額の推移（年度末現在）

(億円)



7. 特別障害給付金

被用者の配偶者は、昭和61年3月以前は国民年金に任意加入対象とされており、学生については、平成3年3月以前は国民年金に任意加入対象とされていた。そのため、任意加入していない期間に障害事故が発生した場合は障害給付の支給対象とならなかつたが、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」により、平成17年4月から福祉的な措置として「特別障害給付金制度」が創設された。支給対象者は、国民年金の任意加入対象とされていた、昭和61年3月

以前の被用者の配偶者又は平成3年3月以前の学生であつて、任意加入していない期間に初診日があり、障害基礎年金の障害等級1、2級相当の障害の状態にある者とされている。

平成18年度末現在における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が1,797人、2級が5,363人、合計7,160人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が703人、2級が2,909人、合計3,612人となっている。また、配偶者の特別障害者数は、1級が1,094人、2級が2,454人、合計3,548人となっている。

平成17年4月から平成19年3月末までの累積不支給決定件数は、786件となっている(第II-44表)。

第II-44表 都道府県別特別障害給付金支給決定状況(平成18年度末現在)

都道府県名	特別障害者数			特別障害者数(学生)			特別障害者数(配偶者)			不支給決定件数
	障害等級1級	障害等級2級	合計	障害等級1級	障害等級2級	合計	障害等級1級	障害等級2級	合計	
全国	1,797	5,363	7,160	703	2,909	3,612	1,094	2,454	3,548	786
北海道	135	346	481	24	150	174	111	196	307	27
青森県	26	40	66	14	21	35	12	19	31	15
宮城県	39	45	84	18	25	43	21	20	41	3
秋田県	26	72	98	8	45	53	18	27	45	16
山形県	16	57	73	2	29	31	14	28	42	6
福島県	20	34	54	11	22	33	9	12	21	2
栃木県	24	91	115	10	54	64	14	37	51	3
群馬県	43	116	159	16	65	81	27	51	78	19
埼玉県	16	66	82	3	31	34	13	35	48	8
千葉県	47	48	95	31	16	47	16	32	48	12
東京都	56	225	281	13	106	119	43	119	162	34
神奈川県	73	207	280	27	92	119	46	115	161	49
新潟県	139	388	527	76	249	325	63	139	202	70
富山県	144	302	446	53	144	197	91	158	249	43
石川県	24	109	133	11	59	70	13	50	63	6
福井県	13	60	73	6	38	44	7	22	29	13
山梨県	8	57	65	2	31	33	6	26	32	4
長野県	7	33	40	3	20	23	4	13	17	6
岐阜県	21	37	58	14	28	42	7	9	16	7
静岡県	17	65	82	8	49	57	9	16	25	15
愛知県	12	65	77	1	44	45	11	21	32	12
三重県	36	143	179	12	80	92	24	63	87	22
滋賀県	63	318	381	21	157	178	42	161	203	41
京都府	18	70	88	5	39	44	13	31	44	11
大阪府	7	38	45	3	25	28	4	13	17	6
奈良県	23	114	137	5	57	62	18	57	75	21
兵庫県	162	390	552	55	157	212	107	233	340	25
福岡県	85	268	353	33	116	149	52	152	204	33
佐賀県	29	52	81	7	28	35	22	24	46	15
長崎県	20	41	61	8	21	29	12	20	32	5
大分県	5	38	43	0	26	26	5	12	17	4
熊本県	14	36	50	10	27	37	4	9	13	5
宮崎県	29	130	159	13	72	85	16	58	74	12
鹿児島県	43	232	275	18	158	176	25	74	99	32
沖縄県	72	56	128	47	35	82	25	21	46	21
徳島県	24	29	53	14	13	27	10	16	26	8
香川県	7	57	64	4	37	41	3	20	23	22
愛媛県	24	71	95	7	36	43	17	35	52	10
高知県	3	38	41	1	26	27	2	12	14	5
岡山県	72	315	387	23	195	218	49	120	169	60
広島県	16	39	55	9	29	38	7	10	17	5
山口県	27	67	94	13	30	43	14	37	51	3
福井県	47	95	142	23	61	84	24	34	58	4
佐賀県	18	74	92	6	38	44	12	36	48	20
長崎県	22	47	69	6	29	35	16	18	34	7
鹿児島県	18	100	118	6	69	75	12	31	43	13
沖縄県	7	42	49	3	30	33	4	12	16	6

注 「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成19年3月末までの累計である。